

○議事日程 (平成二十八年九月二十日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田 太郎

○出席議員

- 一 番 北 倉 義 博
- 二 番 岩 永 義 仁
- 三 番 長 澤 龍 夫
- 四 番 大 橋 三 男
- 五 番 三 田 正 敏
- 六 番 吉 田 太 郎
- 七 番 早 崎 百 合 子
- 八 番 野 村 永 一
- 九 番 田 中 敏 弘
- 十 番 林 輝 見
- 十一番 青 山 貞 一
- 十二番 水 谷 久 美 子
- 十三番 松 永 民 夫
- 十四番 松 永 民 夫

○欠席議員

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝
副町長 長谷川 悟

教 育 長	並 河 清 次
総 務 部 長 兼	田 中 信 行
総 務 課 長	川 地 憲 元
企 画 政 策 課 長	渡 邊 章 博
総 務 部 税 務 課 長	野 村 博 治
住 民 福 祉 部 長	高 木 勉
住 民 福 祉 課 長	高 橋 正 人
住 民 福 祉 課 長	松 岡 弘 泰
住 民 福 祉 課 長	田 中 一 也
住 民 福 祉 課 長	佐 藤 嘉 一
住 民 福 祉 課 長	高 木 伸 一
住 民 福 祉 課 長	伊 藤 幸 広
住 民 福 祉 課 長	大 倉 修
住 民 福 祉 課 長	前 田 勝 治
住 民 福 祉 課 長	桐 山 一 則
住 民 福 祉 課 長	田 中 隆

教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	佐藤 昌子
教育委員会 生涯学習課長	久保寺 利明
教育委員会 スポーツ振興課長	西脇 正信
消 防 長	川添 公男
消防総務課長	近藤 清隆

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	西脇 和信
議会事務局書記	國枝 利法

(開議時間 午前九時二十八分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十八年第三回養老町議会定例会を再開に当たり、議員並びに執行部の各位には何かと御多用のところ、御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員御起立お願いいたします。

傍聴者の皆さんも御一緒をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席を報告します。

十番 松永民夫君より、親戚の葬儀のため欠席の通告がありました。

なお、本日は、来年に迫った改元一三〇〇年祭事業のPRの一

環として議場でのポロシャツの着用を認め、また本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから平成二十八年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、二番 岩永義仁君、三番 長澤龍夫君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。

最初に、一番 北倉義博君。

○一番(北倉義博君) 議長より許可をいただきましたので、通告に基づき、消防団活動に関し、二点質問させていただきます。

さて、五年半前の東日本大震災、昨年の関東・東北豪雨、ことしに入ってからはいまだに余震の続く熊本地震、そして先月発生した台風十号による岩手・北海道の豪雨被害など、大規模な自然

災害が多発しております。被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興を願うところです。

被災地の状況を伝えるニュースなどでは、悲惨な災害現場で救助・救援活動に奔走する消防団員の姿が見受けられます。災害大國日本の中でも、特に地方においては消防団活動の重要性がますます高まっていると考えます。

しかし、先日総務省が発表したことし四月一日現在の消防団に関する調査結果を見ますと、全国の消防団員数は約八十五万六千人で、前年比三千五百人減であり、減少傾向に歯どめがかからない状態となっております。

そこで、我が町の現状を見ますと、条例の定員四百名の体制を維持しており、伊藤団長を初めとする四百名の現役団員の皆様方には地域の安全・安心のため御尽力いただいていることにまずもって敬意を表し、御礼を申し上げます。

それでは、まず第一点目について質問させていただきます。六十年余り前に発足した消防団制度ではありますが、先ほど申し上げましたとおり、全国的にも戦後一貫して団員数の減少傾向が続いております。条例定数を満たしている本町においても、今後の人口動向や想定されている大規模災害を考えますと、現状での体制で十分対応できるのか疑問を感じます。

大変失礼ではありますが、全国的な自然災害の発生状況を見ますと、昔ながらの火災対応中心、操法大会中心の消防団では、地域の安心・安全のために自分たちの手で地域を守ろうとする団員の崇高な使命感や団活動を通じた努力が生かされていないのではないのでしょうか。現在の九分団三十三部、うち消防ポンプ自動車九台、小型ポンプ二十四台、団員総数四百名という体制を一度見直してはどうでしょうか。

従前に比べて消防団員も会社勤めの方が多くなり、日中、町内に不在の状態が多くなっていると思われれます。昔に比べ、住宅しつらえ等も性能が向上し、難燃性が高まっております。また、住宅用火災報知器の設置も義務化されており、年度ごとの差はあれ、火災対応の頻度は下がってきているのではないかと感じています。今、各地域では、新規の団員確保の問題で、現役の消防団員や、場合によっては区長さんなどの関係者が大変苦労されていると聞きます。分団によってはそれぞれ対象年齢を上げるなどの知恵を絞られて対応されているようですが、もうそろそろ限界に来ているのではないのでしょうか。何しろ、町内在住の若者の絶対数が減り続けているからです。

昨年度、町が策定した養老町人口ビジョン「絆を大切にすまち養老」創生総合戦略によると、二〇一五年の二十歳から六十四歳の人口は約一万六千三百人だったのが、二十五年後の二〇四〇年には約一万一千四百人となり、四千九百人減少するという推計が出ています。

先ほど申し上げましたとおり、全国的に見ても大規模な自然災害が多発しております。幸い、本町ではここ数年は大規模な災害に見舞われておりませんが、過去には大規模な水害に悩まされた地域であり、また谷が多いことから土砂災害にも警戒が必要です。そして、東海・東南海地震などの大規模災害の発生も懸念されており、東海・東南海地震などの大規模災害の発生も懸念されており、水防、砂防、地震といった自然災害への対応についての準備が必要であると考えます。

先月の台風十号の豪雨被害では岩手県内の高齢者福祉施設が被災し、入居しておられた高齢者の方が犠牲となられております。当町も、高齢化の進展に呼応して町内に各種介護施設が整備され、その利用者も増加しております。介護施設に入居あるいは通所で

利用されている高齢者の方は自力で避難することが困難な方が多いことから、災害発生のおそれがあるときや災害発生直後の速やかな避難には支援が必要となります。

また、町内には高齢独居世帯や高齢者のみで構成される世帯も少なくありません。そういった方々にも同様に避難対策を講じていく必要があります。

そこで提案させていただくのが、消防団員四百名体制を今後も維持していくのであれば、地域にお住まいの中高年の方々や女性の力をおかりしてはどうかということです。現在、町では特別団員制度を導入しておりますが、それをもう少し拡大したものにしようかということです。

火災発生を想定した操法大会中心という従来の発想を転換すれば、中高年や女性の方々にも十分御活躍いただける場面があると考えます。今後お願いしていかなければならない自分たちの地域は自分たちで守るといふ共助の精神にも結びつくものと考えます。また、そういった方々の御家庭での自然災害への備えといった自助にもつながるのではないのでしょうか。

身分保障はどうするのかなど、さまざまな問題点はあろうかと思いますが、このような検討の時期に来ていると思います。いかがでしょうか。消防団の今後の体制のあり方について、町の見解をお伺いします。

続いて、二番目の質問は操法大会の見直しについてであります。私も、町の操法大会、県の操法大会に出動している団員の懸命な姿を拝見し、感銘を受け、操法大会の必要性を認識しているところですが、先ほども申し上げましたが、新規団員の勧誘のお願いをしている現場では、分団長さん、部長さん、班長さん、時には区長さん方が苦勞されているの一つに、操法大会出場の

ための練習時間の多さがあるようです。その負担の多さを理由に、入団を渋られたり断られる例もあるようです。

消防操法は団員の規律訓練には大変有効で、本町消防団も過去に県大会で優勝を果たした輝かしい実績がありますが、我々が若いころの時代と違い、現在は家事や育児を含めて男性・女性ともに分担し、力を合わせて家庭を築いている時代となっております。過度の消防団活動が夫婦の不和の原因となったり家庭を築くの悪影響を及ぼすことになれば非常に残念なことと考えますし、若い世代の地域防災へのかかわりが薄れてしまうことになりかねないのではないのでしょうか。

当然のことながら、知識や技術が伴わないままで消防車両や機械・器具を取り扱うことは非常に危険ですので、基礎的な訓練が必要であることは今さら言うまでもありません。

そこで提案させていただくのは、例えば県の操法大会の出場については各分団の持ち回りとしたり、あるいは選抜選手での出場といったことを検討されてはいかかかと思えます。若い団員の負担も少なくなり、その分、火災以外の自然災害に備えた災害弱者の避難誘導訓練や災害発生時の救助・救援活動の訓練などに振り分けができるのではないかと考えます。また、負担軽減により、若者の消防団加入を促進できるのではないのでしょうか。また、訓練の内容によっては地域のつながりの再興にも役立つものと考えます。操法大会の見直しについて、町の見解をお伺いします。

以上二点について、御回答願います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 北倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず第一点目、少子・高齢化の時代に中高年、女性を団員とし

て採用してはどうかという見解でございます。

養老町消防団は、地域は地域で守るという理念に基づき、三万町民の生命・財産の保全という崇高な使命を果たしてまいりました。

この間、消防を取り巻く環境の変化により消防団員の確保が難しくなってきたことから、団員定数の削減や消防団活動の軽減化など、さまざまな改革がなされ、平成十二年から特別団員制度を導入し、現在の四百人体制がスタートし、現在に至っております。

現在の消防団員については、被雇用者、いわゆるサラリーマンが八五%を占めており、実際の消防団員への入団となると非常に厳しい選択となるのも事実で、青年層の町外流出や少子・高齢化の進展により、団員確保については、各地区が非常に苦慮してみえることや困難な状況にあることは町としても十分理解をしております。

しかしながら、東日本大震災や全国各地で地震や風水害等の大災害が発生するたびに多くの消防団員が災害対応に出動し、災害防衛活動や住民の避難支援、被災者の救出等、大きな成果を上げており、住民からの高い期待が寄せられていることも事実でございます。

養老町では、消防団は消防防災体制の中核的存在と位置づけており、地域住民の安心・安全の確保のため、果たす役割は重要であると考えております。

平成二十五年十二月、議員立法として消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、平成二十六年一月に発足いたしました第二十七次消防審議会の提案の中で、中高年、いわゆるシニア世代の活用や女性消防団員の入団促進等がございます。

養老町消防団は、養老町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例第三条において、入団の資格として、養老町に居住する者、年齢十八歳以上の者、志操堅固で身体強健な者と定めており、町長の承認を経て団長が任命することとなっております。年齢制限、男女の区別も規定はしておりません。

現在、消防団員の選任につきましては、各地区の区長さん並びに各分団にお願いしているところでございます。各分団より提出されました団員名簿により、消防本部において消防団事務を行っております。

消防団の組織・運営等につきましては、消防団長を中心に行われており、今後の対応といたしましては、先ほどの提案や条例にもありましたように、入団には年齢制限や男女の区別の規定もありませんので、女性消防団員の採用、また特別団員制度を活用いただき、中高年の入団について、各区長さん、消防団等に提案していきたいと考えております。

また、定数削減につきましては、平成二十一年に検討を行いました。地域の実情や減員に対する地域の反発等により理解を得られず、実施には至りませんでした。水防団員との兼ね合いもあり、現在の災害対応能力を低下させない範囲での柔軟な考え方で対応させていただくことが必要であることから、団員の選任には部単位ではなく地区全体で協議していただき、分団単位において総団員数を確保するようにしていければと考えております。

しかしながら、今後、人口減少、多くの地域から要望があった場合、町から定数削減をもう一度提案しなければいけないと考えております。

次に、二番目の操法大会の見直しという御質問に対してでございます。

消防操法大会への訓練日程につきましては、消防団各分団が各部で協議・検討し、訓練日程の調整を行っております。

操法訓練につきましては、訓練日程等に地区の御協力と御理解をいただいで調整し、円滑に進めていただくことが望ましいと考えており、地区からも応援をいただける環境整備、操法訓練を実施する上で消防団幹部と団員の意見調整等が大切であると考えております。

養老郡消防操法大会は、西濃県事務所、養老警察署、養老町、養老町消防本部、養老町消防団幹部で構成する養老郡消防協会で審議され、実施されております。現在、岐阜県消防操法大会への出場につきましては、養老郡消防操法大会で優勝した部を選出し、実施しております。

しかしながら、県内の各消防協会を調査いたしましたところ、大部分は当消防協会と同じく地区大会を行い、優勝した団を選出する協会でしたが、毎年各地区で順番を決め、県大会出場する協会もあり、いろいろな方法がありますので、養老町消防団の実情に合った方式が提案できればと考えております。

操法訓練は消防の基本であり、有事の際を考えると訓練自体をなくすことはできませんが、操法訓練の軽減を図るため、各消防協会・消防団の実情を参考にしながら、実際の火災等に備えた訓練、火災ばかりでなく将来起こり得るであろう南海トラフ地震、風水害、土砂災害を想定し、自力避難困難な高齢者への避難誘導訓練や早期情報伝達訓練、倒壊家屋からの救出訓練、土のう作成や工法の水防訓練等の実質的な災害対応のウエートをふやす訓練等、将来を見据えた提案をしていなければいけないと考えております。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 北倉義博君。

○一番（北倉義博君） それでは、今回の御回答を踏まえて、あくまで自然災害に対応できる消防団、将来につながる消防団を目指していただけることを強く要望いたしましたして、私の質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、一番 北倉義博君の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

最初に、国の子ども・子育て支援制度が昨年度施行され、新システムのもとで、私立・公立を問わず、認定こども園化に向けた取り組みが全国的に広がっていることは承知しています。既に移行した自治体では、この制度に向けての保育料、保育に必要な費用である公定価格が実態に見合っていない、改善を求める声も聞かれます。

国の新制度実施に関する今年度予算は二兆二千五百九十三億円で、前年度から一千二百十億円ふえています。そのうち、保育所や幼稚園の運営費などに当たる教育・保育給付は六千五百億円で、前年度から三百八十一億円ふえています。

認定こども園化で国や県からの保育所運営費の負担がふえ、町の保育予算への一般財源の支出が少なくなるのでしょうか。

二点目は、待機児童なしの町の認識について伺います。さきの参議院選挙でも、この問題が日本列島を揺るがす選挙の大きな争点となりました。

担当課では、七月十六、十七、十八日の土・日・祝日を利用し、

全町五カ所で認定こども園への移行に向けての説明会が開催されました。職員の方々にとり、休みを返上しての公務であり、また参加者からのさまざまな質問にその場で即答しなければならず、大変な緊張感ではなかったかと察しています。

私自身は、七月十七日に小畑公民館で開かれた養北・日吉校下を対象にした説明会に出席をいたしました。町の、養老町には待機児童はありませんとの説明に、参加された方から、それは違う、実際、妻が申し込みをしたが、入れず、職場復帰を諦めざるを得なかった旨の発言がありました。今年度においても、養北保育園で入園申し込みをしたが、二世帯で三人の幼児が入園できなかつたと聞き及んでいます。

七月十八日に、笠郷公民館での笠郷校区での説明会でも、教育長の待機児童なしの発言に、入園申し込みをしたが、入れず、大垣市の保育園に通園したとの発言があったと聞いています。

新聞などでは、連日、待機児童にカウントされない隠れ待機児童も問題視され、報道されています。

現時点でも養老町は待機児童なしとの認識でしょうか。

三点目について伺います。

移行後の公・私立での保育現場での事故防止の指針への対応について伺います。

ことし三月末、厚労省が、子供の睡眠中、食事中など、重大事故が起きやすい状況での注意事項を明記した保育現場での事故防止の指針を全国の自治体に通知しています。万が一、重大事故が起きた場合、自治体は国へ報告し、専門家による検証委員会を設置するよう示しています。

今までは事故の真実を知る仕組みがなく、多くの遺族が泣き寝入りをしてきました。多くの遺族は、原因解明の仕組みづくりや

再発防止を願っています。今までは、真実を知るには裁判しかありませんでした。

全国の遺族らでつくる赤ちゃんの急死を考える会は、このガイドラインが全国の認可・無認可園を問わず義務化されることを訴えておられます。

町の仕組みづくりへのこの間の進捗状況を伺います。

四点目は、三・四・五歳児の完全給食化を求めるとともに、アレルギー児の対応について伺います。

この質問は、これまで一般質問や委員会質疑などで取り上げ、県内においても主食を提供していない市町村が数少ないこと、保護者の声も伝えてきましたが、給食施設が狭く、炊飯スペースがとれないとの答弁で、これまで主食も提供する完全給食には至りませんでした。

認定こども園化に伴い、施設の新設や改修も予算化されています。おいしい町内産のコシヒカリの炊きたての米を就学前の子供たちに、町の子ども・子育て支援事業計画にはありませんが、実現する意義は大きいものがあります。

また、現在、食物アレルギーで除去給食が取り組まれています。また、公立園においては、保護者、園関係者、栄養士などが連携して万全な対応ですが、公立から私立への認定こども園化で、この件での不安な声が寄せられています。私立園との協議はどこまで進んでいるのでしょうか、どのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

五点目は、公立・私立での入園月齢の見解と障害児対応について伺います。

来年度の入園受け入れ月齢では、公立は生後十カ月ですが、私立では、めぐみ保育園生後三カ月、下笠保育園生後四カ月、よう

ろう保育園生後六カ月、池辺保育園生後八カ月と、入園月齢に公立と私立の大きな相違があります。育児休暇を少なくし、職場復帰をしたい、子育て環境の充実が社会復帰の鍵と願う声に、公立園も受け入れ月齢の見直しを図ることが今求められているのではないのでしょうか、見解を求めます。

また、認定こども園の一号認定では、町の保育実務義務から外れ、保護者と園の直接契約です。特に、私立園では障害児の入園希望があっても断れる仕組みです。私立園においての保育者の専門性や保育士加配について、町とのこれまでの協議内容をお知らせください。

六点目は、九月二日開催の子ども・子育て会議で、傍聴者の求めに対し、会議資料を提供しなかった理由について伺います。

七点目は、私が議員になる前から発行されてきましたこの雑誌、教育委員会発行の「養老町の教育」への次年度からの発行や内容についてお尋ねします。

今年度までは公立幼稚園が教育委員会の所管であり、公立六園の五歳児の活動や特色ある園づくりがこの冊子からも読み取れ、貴重な資料として大切に保存してまいりました。また、小学校と幼稚園との連携事項も興味深く愛読してまいりました。

次年度は、認定こども園化で養北幼稚園と池辺幼稚園の二園のみが公立幼稚園です。発行や内容について伺います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず第一点目でございますけれども、制度移行に伴う国からの交付金対応ということについてお答えをさせていただきます。

平成二十七年度に新制度に移行して、私立保育園への国・県か

らの負担金は、平成二十六年度の一人当たり約三万三千四百円から約三万六千五百円へと増加をいたしております。

平成二十八年度内閣府予算案には、子供のための教育・保育給付費負担金の拡充として、平成二十七年予算六千六百十九億円に対して平成二十八年度予算六千五百億円と、三百八十一億円の増となっております。

その主な充実の内容といたしまして、公定価格の賃借料加算の充実やチーム保育推進加算の創設などとともに、幼稚園教諭・保育士等の待遇改善があります。これは、平成二十七年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて、保育士の給与の一・九%増を平成二十八年度の公定価格にも反映させたものでございます。

私立保育園の運営費について、こうした国の制度の充実に伴い、公定価格の算定で充実が図られ、交付金がふえる場合があります。ただし、公定価格の算定は、保育園・幼稚園等の入所児童数や年齢構成、保育従事者数などで変わってまいります。保育園が認定こども園となることで、教育標準時間認定、いわゆる一号認定の入所児童数や副園長・教頭設置加算や学級編制加配加算により、公定価格がふえる可能性もあります。

保育所から認定こども園に移行することで公定価格の基本分単価が高くなり、国や県からの施設型給付費はふえることが想定されますが、町の負担割合は県と同じく四分の一ですので、国や県からの施設型給付費が多くなれば町の保育予算の一般財源も多くなることとなります。

二点目でございます。

待機児童なしという見解でございますけれども、七月に子ども課が行いました養北地区や笠郷地区での今後の幼稚園・保育園運

営説明会や笠郷地区の行政懇談会におきまして、希望する園に入園できず、町外の保育施設に入所しているため、養老町でも待機児童問題はあるのではないかと御意見・御質問があり、養老町では子ども課が、笠郷地区においては教育長が、養老町では待機児童はありませんと回答をいたしました。

厚生労働省は、現在、待機児童の定義を、親の仕事や病気など、認可保育所に入る要件を満たすのに定員超過などで入れない子供としており、また平成二十八年四月二十六日付で厚生労働省から通知されました保育所等利用待機児童数調査についての調査要領によりますと、中の文章の中でございますが、（注五）というところに、特定教育・保育施設または特定地域型保育所事業を現在利用しているが、第一希望の保育所ではないなどにより転園希望が出ていた場合には待機児童数には含めないこと。それから（注七）というところがございますが、他に利用可能な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業所等があるにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。他に利用可能な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業所等とは、（一）として、開所時間が保護者の需要に応えている。例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないこと。二、立地条件が登園するのに無理がない。例えば、通常の交通手段により自宅から二、三十分で登園が可能などといったしております。

これらの定義に従いますと、平成二十八年九月一日現在、保育園入所児童数は町全体で利用定員七百三十人に対して六百二十九人の入所となっており、町内どこかの保育園には入所していただける状況であり、待機児童はないと考えております。

しかしながら、保護者の皆様が希望される保育所への入所が少

しでもかなうよう、平成二十九年度は私立のようろろ保育園で五人、下笠保育園で五歳児を受け入れるとともに未満児の受け入れも含めて三十人定員をふやす予定でございます。また、公立では、養老幼稚園を認定こども園として三歳児から受け入れ、養老幼稚園と日吉幼稚園では四歳児から受け入れることにより、未満児の受け入れ先を充実させる計画でございます。

この待機児童の問題については、定義が曖昧であることにより、平成二十八年度内に厚生労働省で見直しを図られることとなりました。待機児童の定義がどのように変わっていくかを注視しながら、今後もできるだけ保護者の希望される施設に入所していただけるよう努力してまいりたいと存じます。

三番目につきまして、保育現場の事故防止仕組みづくりの進捗状況ということでございますけれども、平成二十七年四月に施行された子ども・子育て新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）第三十二条第一項第一号及び第五十条の規定において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故が発生した場合の対応等が記載された事故発生防止のための指針を整備することとされております。

これを踏まえ、町内の公立・私立の幼稚園・保育園では、それぞれの施設において具体的な事故防止のための指針等を策定し、教育・保育等を実施いたしております。

今後、認定こども園に移行しましても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、公立については事故防止の指針等を策定し、死亡や重篤な事故とならないように予防と事故後の適切な対応を行い、安全な教育・保育等の実施に努めてまいります。また、私立につきましても、公立と同様

に事故防止の趣旨を踏まえ、安全な保育を実施するよう働きかけてまいります。

次に、四番目の三歳児・四歳児・五歳児の完全給食に対する対応、またアレルギー児の対応についてという御質問でございます。

現在保育園に在園する三歳児・四歳児・五歳児については、主食を提供しておりません。幼稚園に在園する五歳児につきましては、主食を提供いたしております。

平成二十九年からは認定こども園としていきますので、公立の認定こども園では、三歳児・四歳児・五歳児について、主食を提供する完全給食としていく計画でございます。主食代としては、現在、幼稚園が主食代として支払っている月額千五百十円を予定しております。

食物アレルギーは、児童によりアレルギーを引き起こす原因や食材も違いますし、調理の仕方により発症するなど、さまざまな面での対応が必要になります。

保育園では、厚生労働省通知の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき、アレルギー疾患生活管理指導表や食物アレルギーに関する面談票等を用い、園長、担任らが保護者と面談を行い、給食対応の内容を決定いたしております。その後、調理員を含め、園関係者の共通理解を図り、日々の対応を行います。保護者も献立表の確認を行い、子供に指導するなど、事故につながらないようにいたしております。

今後、認定こども園に移行してまいりましても、食物アレルギーの原因食物の除去や、症状発症時及び緊急時の対応やアナフィラキシー症状を来した児童を発見したときの対応について、マニュアルに従い行動できるように、これまでと同様に指導をしてまいります。

それから五番目でございます。

入園月齢の違いということでございますけれども、入園月齢は公立保育園が十カ月から、私立保育園は早くて三カ月から受け入れを行っております。

公立の保育園では、職員数は国の基準である満一歳未満児おおむね三人につき一人を満たしておりますが、もっと早い月齢から受け入れることについては、安全に沐浴ができる施設等の整備が必要であることや現在の職員数では対応が難しい状況でございます。私立の保育園では、各園の独自の特徴として入園月齢を設定し、公立より早い月齢で受け入れておられます。

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けていたり、同程度以上の障害を有すると判定した子供を保育する障害児保育は、全部の保育園で実施をいたしております。

近年、発達に障害があったり困り感を持ったお子様が増加しております。今年度は、公立の保育園において、西美濃厚生病院の理学療法士による巡回指導を受け、これまで以上に子供たちに寄り添った保育を実施することにより、お困り感のある園児に改善が見られました。

今後、認定こども園に移行してまいりますが、公立・私立を問わず、特別支援教育・保育に関する研修に参加し、加配の保育士の確保などに努めるよう町として指導してまいりたいと存じます。それから六番目につきましては担当課長より、それから七番目につきましては教育長のほうから答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 六番目の九月二日開催の子ども・子育て会議で傍聴者の方に資料を提供しなかった理由に

ついでに回答をさせていただきます。

九月二日の子ども・子育て会議は、養老町子ども・子育て会議傍聴要綱を定めて最初の会議でございました。当日は三名の町民の皆様が傍聴していただきました。

その際、資料の提供の申し出がございましたが、当日の会議内容が幼稚園・保育園の今後の計画についてや利用者負担額の改定についてなど、会議前では原案となっていたため、資料としてお渡しすることは控えさせていただき、傍聴者の方には、資料はございませんが、会議のありのままの議事進行をごらんいただければいいと私のほうで判断いたしました。

今後は、傍聴の方にレジュメ等をお渡しできるよう検討してまいりますと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 七番目の質問に対して答えさせていただきます。

新年度の「養老町の教育」の冊子の発行とその内容についてという御質問ですが、教育委員会では養老町の教育行政の主要施策及び予算の概要、学校の教育活動や社会教育、スポーツ振興、人権教育を紹介する冊子「養老町の教育」を毎年発行しております。「養老町の教育」では、幼稚園の規模、園児や幼児の実態について、各園の様子や取り組みについて記載しております。

認定こども園となりましても、三歳児以上の子供については一つのクラスで教育・保育を行いますので、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を策定し、計画性のある指導に基づき、各園の特徴を生かした教育・保育を行ってまいります。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期でありますので、教育委員会としましてこれまで同様に指導・

支援に努めてまいります。

認定こども園となった場合、教育事務所への報告義務はありますが、これまで同様、冊子への掲載を続けてまいります。また、私立法人につきましても、冊子に準じた情報の公開をしていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

一点目は、一九八〇年半ば以降の臨調行政改革の名のもとで、一九八四年（昭和五十九年）までは保育所運営費の八割を国が負担していましたが、相次ぐ改悪で国庫負担を五割まで引き下げ、その結果、町の一般財源の負担が大きくなっていきます。さらに、二〇〇四年（平成十六年）から公立保育所に対する国庫負担金を全て廃止し、一般財源化をしています。

担当課では、保育行政に係る歳入のおおむねの内訳は、保護者からの保育料が二〇％、国が三〇％、県が一五％、町の持ち出しが三五％であるとのこと。新制度の移行を打ち出し、国は推進していますが、言い方は適正ではないかもしれませんが、財源化に損をしない。一方、各市町の負担がどんどん財政を厳しくしているという理解はありますが、町長の見解を求めます。

また、施設型給付費という新しい財源支援の一本化ですが、これも一般財源化の対応というふうには認識してよろしいでしょうか。二点目は、保育現場においては、保育士は子供と向き合う保育勤務とは別に、事務量の多さ、勤務がばらばら、職員会議、保護者対応、季節の行事、園の整理や清掃など、限られた人員で実に多岐にわたる仕事をこなしています。しかし、ガイドラインの周知は、子供の命にかかわる大切な取り組みです。公立・私立問わ

ずに人員配置基準を求め、実効性のあるガイドラインの運用を求めておきます。

三、主食を提供する旨の答弁をされたかと考えますが、公立においてではすけれども、認定こども園化で、保護者の保育料負担が重くなる家庭が多くなることは否めません。保育料の負担増に加え、子供一人主食代の月額千五百円は、子育て世代にとり、ダブルパンチです。今年度の三・四・五歳児の公立・私立入園数は六百二十九人ですので、年間全ての入園児に主食分の全額公費負担をしても八百六十万円あれば可能ではありませんか、答弁を求めます。

また、アレルギー対応については、エピペンの使用も含め、大変緊張した中で給食対応している公立園があります。公立では、保育士の加配がありますが、この点では特に移行に伴い、私立園との徹底した申し送りを求めておきます。

四項目は、開かれた審議会は町長の町政運営とも矛盾していないと考えます。貴重な時間を工夫し、町政に関心を持ち、傍聴していただける町民の存在は、ともに町をよくしたい、自分でできることはないかと興味・関心の気高い行動であると考えます。情報開示・資料開示を強く求めておきます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えさせていただくのは一番と三番でよろしいでしょうか。

○十三番（水谷久美子君） はい、通告してあります。

○町長（大橋 孝君） それでは、町の負担がふえていくのではなく私の見解ということでございますけれども、保育所の運営費については、公立は一般財源をもって充てておりますし、私立は国の定めた保育料を差し引いた金額の二分の一が国庫負担、四分

の一が県負担金、それから四分の一が町負担金となっております。国の定めた基準保育料を保護者に御負担いただいていない分は、町の一般財源の持ち出しが多くなっていることは議員の御指摘のとおりでございます。

今後、国の制度設計や財政事情により、保育行政に係る町の一般財源の額が影響を受けますが、子供たちへの教育・保育に関する予算についてはどうしても必要なものでございます。町の財政事情は厳しいものがございしますが、工夫を凝らして、よりよい保育行政を目指し、努力してまいりたいと考えております。

もう一点につきましてでございますけれども、主食代を公費で負担する考えはないかという御質問でございますが、三・四歳児の主食代にしましては保育園の運営費の中に含まれておらず、保護者の負担すべき金額であると考えております。そのために、主食代を公費で負担することは現在では考えておりません。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 保育所に入れないため、親がやむを得ず育児休業しているようなケースは、国の公表する待機児童には入りません。保護者が特定の保育所を希望している場合や育児休業中、あるいは求職活動をやめた場合も待機児童に含めなくてもよいということになっています。また、祖父母の実家に一時的に身を寄せ、町外の保育所を利用してケースも待機児童にはなりません。希望園に入れなくても、通園三十分未満で可能な園であれば待機児童にはなりません。さらに、自治体の判断で待機児童を除外してもよいと厚労省は述べています。

厚労省は、現状の待機児童数を、実数との隔たりが大きく、自

治体ごとの異なる解釈を統一するため、九月中にも新たな検討会を設け、待機児童の定義の見直しを年度内にまとめるとしてまいります。

私は、保護者の切実なニーズが反映されない統計数字は、政策立案や予算確保の基礎的なデータにはならず、行政への不信を募らせることにもなるということで、この問題を、今後も親の声を届けてまいりたいと思いますし、私自身は今も養老町に待機児童はあるということを考えております。

次の質問に入ります。

町の業務の一翼を担う臨時職員の待遇改善について伺います。

正規職員の適正な管理、人件費削減のもとに、臨時職員が分野で公務に当たっています。勤務条件や処遇の改善は大切な施策だと考えます。全国的に、さきの参議院選挙でも、若い派遣労働者やアルバイト学生などが時給千円のプラカードを掲げ、国に求める行動は、今もなお目に焼きついています。

こうした中、岐阜県は、この十月から最低賃金を二十二円引き上げ、時給七百七十六円としました。

次の四点で伺います。

一、広報「養老」九月号で臨時職員の募集が掲載されておりますが、時給賃金の設定は引き上げ額を反映しているのでしょうか。

二点目、町の指定管理事業所や社会福祉協議会など、町が業務委託している施設での臨時雇用について、十月から最低賃金に抵触する実態はないでしょうか。

三点目、扶養の範囲で働く臨時保育士に、制度の改正で今年七月から有給休暇が出るようになったと聞いていますが、どのような制度改正だったのででしょうか。当然、該当職員には、付与される二つの要件が満たされていれば、雇用の日から起算した勤務時

間と付与される休暇の日数が労働基準法で定められています。

四、認定こども園化の移行に伴い、町の臨時保育士が私立で採用される場合、法に基づき労働者の募集を行う者は、勤務条件の明示は書面交付または電子メールにより行わなければならないと定められています。特に任期については、手続なく更新されたり長期にわたり継続して勤務できるとの誤解が招かないよう、明確な説明に留意すべきとしています。認定こども園化への移行に伴い、この点での行政指導を求めます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の臨時職員の待遇改善についてという御質問でございますが、第一点目の九月号の臨時職員の募集についてでございますが、この最低賃金引き上げを満たしているかどうかということでございますが、広報にて募集を行っております臨時職員につきましては、町が決めている単価を使用しておりますが、既に最低賃金を上回っておりますので問題ないと考えております。

それから、二点目の指定管理の社会福祉協議会等のあれですね、最低賃金に抵触する実態はないかということでございますが、指定管理者につきましては、町老人福祉センターを養老町社会福祉協議会に、町地域福祉センターを有限会社こすもすケアセンターに指定しておりますが、それぞれに確認をいたしましたところ、町老人福祉センターで二名、町地域福祉センターで一名が十月改定の岐阜県最低賃金七百七十六円以下でありました。いずれも十月に賃金をこれ以上に改定する予定であるとのことでございます。

それから有給休暇対応でございますけれども、扶養の範囲で働く臨時保育士（第二種日々雇用職員）の年次有給休暇については、日々雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱第五条第四項の規定に基づきまして、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

の定めるところによるとあります。具体的には、雇用した日を年休付与の基準日とし、勤続勤務年数に応じて有給休暇を付与しております。

今後も、法令を遵守し、扶養の範囲で働く臨時保育士を含む全ての臨時職員が働きやすい環境整備に努めてまいりたいと存じます。

次に、四点目でございます。

認定こども園への移行に伴い、町の臨時保育士が私立任用された場合、職業安定法第五条の三に基づいた行政指導を求めるという回答でございます。

職業安定法第五条の三は、公共職業安定所等が、労働者の募集に当たり、求職者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間、その他の労働条件を明示しなければならぬことを定めたものでございます。

町の臨時保育士は、町のホームページや広報等で賃金予定額や必要となる免許資格等を明示して総務課に登録し、その後面接による選考を行い、採用をいたしております。

平成二十九年度から認定こども園へと移行するに当たり、現在公立の保育士がそのまま町の臨時保育士として継続されるかどうかについては、本人に意向確認を行い、施設ごとの園児数が確定した段階で必要な職員数を配置していきたいと考えております。

今後、公立から私立への移行が進んでまいりますと、現在町で勤務している臨時保育士が民間で採用されることもあり得ますが、私立の保育園の賃金、労働時間、その他の労働条件について、できる限り明示してもらえるよう私立の園長会を通してお願いをしていきたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 週の所定労働日数が一日で、一年間の所定労働日数が四十八日から七十二日のパートタイム労働者にも年次有給休暇が労働基準法で定められています。にもかかわらず、今回の第二種で働く臨時保育士に、町は口頭で各園長先生を通して、制度の改正で年休がいただけますよ、おめでとうございます、このような対応ではいけません。当然の権利を町のミスで放棄させていたことになりませんか。少なくとも園長先生たちには正確に伝え、該当保育士にはせめて文書でおわびしなければならぬと考えるのですが、この点での見解を求めます。

また、来年、養北保育園は町立養北保育園ですが、業務の委託は池辺育心会に委託されます。十月七日に小畑公民館で説明会が予定されていますが、おおむね一・二・三歳児や障害児加配を含めると十名の職員配置が予想され、池辺育心会が保育士を確保することになります。子供のことをよくわかっていただいている今の養北保育園の先生たちに一人でも多く残っていただきたいとの声が保護者の間で広がっています。正規職員の出向も含め、町としてもこの不安な保護者の声に応えていただきたいと考えますが、答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 職業安定法の問題でございますが、口頭でのその答弁については私もお聞きしておりませんが、当然議員のおっしゃるように、法で決まっていることについては当然の権利でございますので、それをとやかく言うことにはないというふうには思っております。

それから、二点目の池辺育心会さんが新たに雇用される保育士、おおむね予定は立ててお見えになるようでございますけれども、

そういった方々も養北のことを御存じの方々だというふうなことも耳にもしておりますので、私立に移行しても問題はないと思いますし、また町のほうからも要請に従って職員派遣ということも今検討しているところでございますので、スムーズな移行ができるようにしていきたいと考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二〇一四年の七月、総務省の通知で、臨時職員の法律上の根拠及び位置づけの不明確な点を改めるよう求めておりますので、その時点で二種の保育士さんたちに有休の権利の発生を明確にすべきではなかったのでしょうか。働く人たちの権利がこのような町の対応で処理されていることに私は怒っていますわけですので、担当課長より具体的な答弁を求めたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 今の水谷議員の御質問に答えさせていただきます。議員の御指摘のとおり、二〇一四年からそういう通達が来ているということで、そのあたりにつきまして、町のほうで対応が不十分であったということにつきましてはまことに申しわけなかったと思っております。

その点で不明確であったということにつきまして、昨年度までに有給休暇を付与して来なかったことにつきまして、今年度に入りまして制度を見直させていただきました。そこにつきまして、もっと適切に臨時保育士さんに有給休暇を付与するように、今、体制を改善させていただいたところでございます。

また、先ほど議員御指摘がありましたように、園長先生に、今、

口頭で有給休暇のほうを付与させていたでいておりますというところで伝えさせていただいておりますが、今後につきましては、臨時保育士さんに雇用通知を出させていただく段階で、有給休暇の条件等につきまして、はっきり文書等で明示するように改善してまいりたいと思っておりますので、今後よろしくお願いいたします。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 最後に、養老鉄道について質問をいたします。

本年七月六日、大垣市のスイトピアセンターにて、養老線地域公共交通再生協議会の設立総会が開催され、協議会会長に小川大垣市長が就任されました。

この再生協議会の主な事業内容は、地域公共交通網形成計画の策定と鉄道事業再構築実施計画の策定や第三種鉄道事業者となるための新法人設立準備などが上げられています。

今回の協議会は本年十二月ごろで、課題の整理やアンケート結果報告、新法人の概要などが提出されると私たち議員に担当課から報告されています。

今回の設立会議の冒頭、国土交通省発行の「活発で良い議論ができる会議のために。」というリーフレットを使い、中部運輸局専門官が地域に合ったよりよい交通の未来に向けて、住民、交通事業者、行政など、関係者皆が議論することの重要性が強調されたと聞き及んでいます。しかし、余りにも拙速な日程や運営方法を見る限り、本当に住民の声が反映され、協議会が成立しているのか、補助金を獲得するための手続に終わるのではないかと心配になります。

そこで、次の点で提言し、町の見解を求めます。

私どもは、養老線も含め、地域公共交通を考える場合、住民ニーズの期待に応えている全国の先進例や住民を巻き込んだ取り組みにしなければ成功しないと考えます。利用者やさまざまな分野の人たちの協議により、よりよい地域交通になり、利用者増で町の活性化の要因になると考えます。担当課も含め、行政は仕事かふえ、大変ですが、より多くの住民参加で議論を活発化するため（仮称）町民交通会議の設置を提案するものです。養老町として、中部運輸局専門官が強調された皆で議論を重ねる重要性をどのように具現化されるのでしょうか。

二点目は、養老線にトイレ車両の連結を求めるものです。

この間、薬膳列車を年金暮らしの仲間でも利用した方々から、トイレ車両がなく困ってしまったという切実な声が寄せられました。町もこれまで「乗って残そう養老鉄道」を合い言葉に町民にアピールし、存続に努力してきました。安心して利用できる快適な車両環境は、皆が望むところです。

私の調べでは、養老鉄道が保有するトイレ付客車は昭和四十年の年式で、車番は五百五十一、五百五十二というふう聞いています。客車としては、車番六百一、五百一の間に連結し、また六百二、五百二の三両の連結に固定されているというふうなことですけれども、十年ほど前は伊勢参りなどアルコールが入るような企画やイベント列車には必ずトイレ付車両が連結され、貸し切り列車など、主催者の事前の要請があれば運行されてきましたが、汚物タンクの容量五十から六十リットル、トイレ使用がなぜできなくなったのか定かではありませんが、考えられることは、配管やタンクの劣化、タンクから抜く汚泥の整備、JRなどグレードの高いトイレではなく、最低限度の設備を要する簡易な設備、処理事員など人件費の問題などが考えられますが、この二つのトイ

レ付車両は今どうなっているのか調査されたと思いますので、お答えいただきたいと思えます。

さきに申し上げましたように、特に幼児・高齢者にとってトイレ車両の問題は切実な課題です。見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 養老鉄道について二点の御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

広く住民との議論をどう具現化していくかという点についてお答えをさせていただきます。

国土交通省発行のリーフレットについて、当町としてどう具現化するかということでございますけれども、このリーフレットは「地域公共交通について、活発で良い議論ができるために。」と題して、国土交通省中部運輸局が住民向けにつくられたものでございしますが、地域公共交通はまちづくりには欠かせない大切な要素であり、五年後、十年後の未来を見据えて、公共交通を維持するために今からできることを考えていく必要があるといたしております。そのためには、住民、交通事業者、行政などの関係者をつくる地域公共交通会議において、よりよい公共交通を目指すには、みんなで考え、話し合うことが大切であり、特に利用者である住民の意見が重要でございます。

議員より（仮称）町民交通会議の設置について御提案いただきましたが、町には地域のニーズや実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する場として養老町地域公共交通会議を既に設置しておりますので、よりよい公共交通のあり方などについて、この会議を活用して議論をしていきたいと考えております。

また、この会議以外にも多くの住民参加で議論を活発化してい

ただくために、日ごろより利用促進事業等を実施していただき、
おります民間の養老鉄道支援団体「養老鉄道を守る会」等に、将
来に向け、よりよくしていくための議論もしていただくよう提案
していききたいと思います。

また、養老鉄道を初めとした公共交通について議論していただ
くために、区長会や老人クラブ、PTA等の各種団体の役員会に
職員が出向き、説明や情報の提供を行いたいと考えております。

このようなささまざまな意見交換の場を通して、交通事故が多い
や、ふだんの移動はどうしている、車が使えない場合はどうする、
遠くへ行くときどうするなど、公共交通の身近な話題から養老鉄
道の利用促進等をテーマに議論し、意見を出していただきたいと
存じます。そして、皆様方からいただく貴重な御意見は、養老鉄
道については沿線市町等で作る法定協議会で、町全体の公共交
通については地域公共交通会議に提案してまいりたいと存じます。

それから、二点目のトイレ設置車両ということの御質問でござ
います。養老鉄道に確認をいたしましたところ、近鉄株式会社
から養老鉄道へ移管した平成二十年当時にはトイレ付の車両が二
両あったそうでございます。また、その当時、西大垣駅にし尿処
理施設である汚物処理装置がありました。老朽化等により撤去
し、それに伴い車両からもトイレを撤去し、現在、その箇所は車
椅子スペースとして活用されているとでございます。

そのため、新たなトイレ付の車両の購入や、既存の車両にはト
イレを設置することは、設置や汚物処理装置の整備のほかにも給
水設備や維持管理費など多額の費用がかかることから、検討はな
されておりません。また、JRや近鉄の汚物処理装置を借用する
ことについても、それぞれの車庫までは線路がつながっていない
ため、その都度車両を車庫まで運ぶこととなると現実的ではない

とでございます。

また、トイレを利用されたい方が多い場合にはダイヤを改正し、
駅での停車時間を延長することにより、駅トイレの利用を促すこ
とが考えられますが、他の乗客の立場から考えると難しいと存じ
ます。

現在、養老鉄道活性化協議会や再生協議会において、今後のあ
り方や費用面など、さまざまな議論を重ねている中、他に優先さ
せる事項が多いことから、多額の費用がかかるトイレの設置は難
しいのではないかと考えております。

しかし、薬膳列車等の企画列車ではトイレがあつたほうが便利
であるとは存じますので、そのような御意見、また他にも利便性
を高め、乗車人数の増加につながるような御意見・御提案をいた
だきましたら、今後も引き続き養老鉄道や再生協議会に提案して
まいりたいと存じます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 実は、ことしの夏に近鉄養老線のOB
の方たち、退職されて十年から十五年たれた方たちが、今、養
老線がわーわー言っているので一遍みんな乗ってみようという
ことで、沿線揖斐川町から桑名までツアーを企画されました。

そうした中で、高田駅も養老駅も非常にすばらしいと、一番養
老線を残したいと思っっているのは養老町ではないかということ
を認識してきたというふうに私に教えていただきました。また、高
田駅などでもいろんな提案も、自転車から直接駅に入るような、
屋根のついたような通路をつくったらどうかとか、いろんなこと
を教えていただきました。

ぜひそのことも今議会で報告しておきたいと思えますし、設備

を更新するためにどれだけ、トイレ車両というのは、概算でいいので、金額試算あるいは調査しておられるのか伺っておきたいと思えます。

また、今、町長の答弁で、駅舎でトイレ可能にできる運行時間や待ち時間の検討ということもありますので、養老駅が町の一般財源、また借金をして、グレードの高い、観光地にふさわしいトイレを設置するということですので、ぜひともそういうところで待ち時間に余裕をとりながら、またお客さんにもアナウンスをしながら、アナウンスで非常に活性化しているという鉄道もございませぬので、そういうふうなパフォーマンスをしながら、そういう時間の検討もダイヤの中で織りまぜていただきたいというふうに思っています。

もし概算でトイレの金額をお聞かせいただければ、お願いしたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） トイレの概算金額でございませぬが、担当課

のほうが少し養老鉄道のほうにお聞きした金額がございませぬ。養老鉄道での車両や施設の工事額は不明でございませぬが、近鉄において最近車両に設置した場合の一台当たりの概算金額として、約一千七百万円とのことでした。

さらに、車庫等への汚物処理装置の設置費が必要となりますが、これについては近年に実績がなく、多額の費用がかかると思われ、またその他にも給水設備や設備の維持管理費、くみ取りや下水放流費用等が発生するという御回答をいただいております。以上でございませぬ。

○十三番（水谷久美子君） 以上、終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問

を終わります。

これより暫時休憩とします。

再開は午前十一時十分よりとします。

（午前 十時五十四分 休憩）

（午前十一時 十分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） ただいま議長より指名をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

これより三つの項目について一般質問を行います。

まず一つ目、いよいよ養老町では、来年、改元一三〇〇年祭を迎えます。このため、数年前から養老町ではさまざまな手法での記念日を盛り上げるための準備や関連イベントを開催してきました。

しかし、皆様よく御存じのようになんと言葉もおかしいのですが、一三〇〇年祭というキーワードのみは、宣伝のいいかげん、何とか知名度を獲得しましたが、実際にどのようなことが行われるのか、町内のほとんどの人が御存じないというのが現状です。余りの惨状に、今年度になんてようやく各地区でイベントの内容についての説明会が行われたほどです。

お聞きします。

ようやく来年の本祭に関して内容が見えてきました、その想定される予算規模をお知らせください。もちろんまだ予算を立てる時期ではないので詳細なものはないのかもしれませんが、これだけ大規模にお金をかけて準備をしてきているものですか。百万円だとか一千万円だとか一億円だとか、ざっくりとした数字で構い

ませんので、想定している予算規模をお答えください。

次に、さきの質問の回答を待たなければ来年の本祭規模がわかりませんが、計画を見る限りではこれまで以上の支出が想定されます。この財政難かつ各分野への支出項目の肥大により、ただでさえ交付金頼みの町財政は危機的状況に向かっています。この際、思い切って一三〇〇年祭の規模を縮小する考えがないかお聞きします。

以上の二点について、回答を求めます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

来年度の関連予算の想定規模ということでございますけれども、養老改元一三〇〇年祭の予算関連規模についてお答えをさせていただきます。

昨年度、養老改元一三〇〇年祭事業実施計画を策定する上で、おおよその目安となる事業費をあわせて積算しております。核となる二十一の事業のうち、十九の事業で一億八千万円という概算事業費の報告がございました。これにつきましては、他の自治体等での各種イベント等を参考にして試算したものと業者から聞いております。

先般立ち上げた養老改元一三〇〇年祭庁舎内運営委員会の各事業部会や各推進チーム、また各種団体の代表や町民公募委員で組織する養老改元一三〇〇年祭実行委員会では、それぞれの事業の詳細計画や予算案を検討しております。事業費以外にも、PRするための広報経費等が必要となってくるものと思われれます。

今後、積算された経費額をもとに精査し、予算の議案として議会に上程していきたいと考えております。

ちよっと通告とあれのようですけど、二点目は何でしたっけ、

縮小ですか。

○二番（岩永義仁君） 規模縮小の……。

○町長（大橋 孝君） 規模縮小ですね、失礼いたしました。

規模縮小の見解ということでございますけれども、養老改元一三〇〇年祭本祭は、養老改元一三〇〇年祭事業実施計画に基づき、各事業を展開してまいりたいと準備を着実に進めております。

各事業の数につきましては、実施計画に掲載した事業については、町議会を初め、各種団体の代表の皆さんに参加していただいている養老改元一三〇〇年祭実行委員会でも了承を得た上で公表をいたしております。既に各地区の説明会や各所にパンフレットを配付してある以上、よほどのことがない限り変更することはないと思われれます。

ただし、各事業の中で参加想定人数が過剰過ぎるなどというところがないように、先ほど申し上げた各推進チーム等で事業の詳細を検討しているところでございます。

また、事業費につきましては、詳細に積算しながら、一部削減という意見もあります。国の地方創生推進交付金や地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の制度を視野にし、他の財源の活用も図ってまいりたいと考えております。

いずれにせよ、皆様方からいただいた税金を財源として行う事業でございますので、大切に、効率かつ有効的に進めてまいりたいと考えております。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

毎年、町内の各地区と行政執行部とで行政懇談会が開催されています。ことしも既に全地区が終えています。その中では、地区

へのさまざまな提案や要望がされたと聞き及んでいます。しかし、行政は毎年のように、やりたいがお金がないと断っているはずですよ。

これまで一三〇〇年関連に多額のお金が使われてきました。数字を申し上げますと、平成二十四年度には約二千五百万円、平成二十五年度は約二千八百万円、二十六年度三千万円、昨年、二十七年度は八千六百万円、そして今年度はこれまでに七千万円ほどが計上されています。一部、県からの補助事業も含まれています。この五年間で二億円を超える予算が養老改元一三〇〇年祭関連で支出されました。

町内を見渡してください。二億円を使ったあかしはどこにありますか。これまでに、プレイベントや一三〇〇年祭があるからこんなによくなったよという話を聞いたことがありますか。何も残っていないんです。お金がないのではなくて、一過性のイベントに予算をつぎ込むからお金が足りないのではないのでしょうか。

さて、ここで私からの提案です。

大がかりなイベントや動員のかかる式典、こういったものを町民は求めています。ささやかでも記憶に残る、そういったイベントを望んでいるんです。希望しても町民全員が見ることはできなくて、後から新聞や広報で報告を見るだけの薪金に数百万円ですとか、どこかのイベント会社社の売り込み企画ですとか、町民の望む一三〇〇年祭はそういうことではないんです。

もう来年の本祭、春からずうっとさまざまな計画がされていますが、大仕掛け、こういったものはNPO法人ヨロストさんが奇跡的に養老町へ誘致してきてくれた全国愛瓢会の総会だけにして、ほかのお金のかかりそうなイベントはやめにして規模を縮小しませんか。愛瓢会の総会では、例年どおりであれば、この養老の地

に秋篠宮殿下もお越しただけは不足です。ほかに大きなことをやる必要なんてないほど、十分過ぎるほどのメインイベントになるはずですよ。

一三〇〇年祭をやることには大いに賛成です。しかし、本当に何かとお金を使い過ぎなんです。提案に対する見解を求めます。

○議長（吉田太郎君）

大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君）

岩永議員の質問でございますけれども、過去に使用した金額がどこに見えるかというような御質問がございましたけれども、いつも申しておりますように、一三〇〇年祭はお祭りだけではないということでございます。

国においては、インフラの整備、特に東海環状自動車道西回りに大規模な予算が投じられておりますし、また養老インターチェンジの建設も着実に進められております。また、県においても養老町内でさまざまな事業が展開をされております。見えにくいですがけれども、養老公園以外でも、養老山麓等では砂防事業や治山事業が着実に進められております。

全ての事業が来年に迫る本祭へつながるものでございます。一過性で終わるものでなく、今後継続していく事業も幾つかあると思っております。養老改元一三〇〇年祭の成功が、今後、本町の未来が決まるといっても過言ではないと考えておるところでございます。

御提案のように全日本愛瓢会だけにしたらどうかというようなことでございますけれども、全国愛瓢会の総会の誘致にしましては、愛瓢会岐阜県支部の御理解とNPO法人ヨロストなどの関係団体の協力を得て、そして最終的には総会開催に向けた準備と財政的支援について町が全面的にバックアップするというところで、今年度、大分県日出町で行われました第四十一回全日本愛瓢会総

会で正式に決定したわけでございます。

再度、御説明申し上げますが、既に各種イベントなどでシンプルにまとめた実施計画のパンフレットを配付しております。わかりやすく好評と、中には予定されている各事業の一つ一つを楽しみに期待されている方もお見えになりますので、内容を十分検討しながら進めてまいりたいと思います。

広域的な視点でいえば、例えば（仮称）西美濃グルメフェスタがございます。昨年まで本町でも行っていた御当地グルメ大会を少しブラッシュアップし、西美濃地域を巻き込んで行う食グルメの祭典もございます。その他、全国規模の大会に目を向けますと、東海自然歩道連絡協会総会や日本の森・滝・渚全国協議会総会も開催をいたします。

全国各地からさまざまな方が本町へお越しいただくことにより、養老町の魅力や養老改元の意義、また養老改元一三〇〇年祭本祭が盛り上がりを見せ、よりPRできるとものと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） インフラ整備、それはよくわかります。ですけれど、予算をたくさん使うこととイベントの成功の可否、これは全く関係がないはずですよ。そりゃあここへ来ての規模縮小は体裁も悪いので、抵抗を感じるのわかります。でも、先日、名古屋駅近くのナナちゃん人形のところで行われたイベントに参加して、切実に感じたことがあります。町民の皆さんだけでなく、役場の職員もお金がたくさんかかる大規模な一三〇〇年祭を望んでいないんじゃないかと思うんです。

担当課に言わせれば、ナナちゃん人形でのイベントは一三〇〇

年祭のPR事業ではなく、あくまで養老の観光PRと言いますが、実際は一三〇〇年祭のPR事業です。この事業には、町内の各種団体や企業等への文字どおりの動員がかけられました。それはいいんです。多くの方が暑い中参加して、盛り上がりました。

しかし、確認したところ、このナナちゃん人形のイベントの全日程を通して、お仕事以外で参加した町職員は一人もいなかったんです。参加された団体や企業の方々のように仕事を休んでまで参加してとは言いませんが、イベント中には土・日もあったんです。本当に行政が職員一体となって本気で一三〇〇年祭に向けて取り組んでいるのなら、お休みの日に町職員の自主的な参加があったんじゃないかなあと思うんです。ですが、結果は関係のある課の職員が職務で参加していただけなんです。

このナナちゃん人形での企画は、本当に今の養老町行政の一三〇〇年祭に対する状況をあらわしていたなあと考えます。目前に迫っているにもかかわらず、こういう状況では、住民が積極的に参加して盛り上がれるはずもないでしょう。このままでは、町の自己満足で終わってしまいます。

この九月議会が終われば、いよいよ来年度予算の準備も始まり出すところかと思えます。町長は、先日、一三〇〇年祭は未来への投資なのでどんどん進めたい、人口対策なんかはカンフル剤がなく、効果がすぐに見込めないからやらないというような趣旨のことをおっしゃいました。全く発想が逆です。一三〇〇年祭は予算ベースで規模の縮小を行い、このところ停滞ぎみとなっている町内各地からの切迫した要望をかなえるためや養老の未来のための人口対策、子育て支援、高齢者福祉等に限られた予算を使っていたきたい。このことを提案して、この質問は終わります。

次に、二つ目の項目は、現在町が建設を検討している道の駅に

ついてお伺いします。

まず一つ目です。

昨年九月議会の町長答弁で、道の駅設置場所を新生養老まちづくり構想に掲げる田園エリア内にと答弁されたことが議事録に残っています。

昨年度に、田園エリア、すなわちゆせんの里の南側での道の駅建設のためのコンサルティング会社に七百三十万円で調査を依頼しています。

そもそも建設のための調査対象地を町内全域ではなく田園エリア、さらにその田園エリアの中でもこの場所に限定した理由はなぜですか。

二つ目、東海環状道路のインター設置予定地のすぐ近くに進出予定となっているサラダコスモが経営する施設がどのようなものか知っていますか。

三つ目、町の予算で調査した内容をまとめた報告書について。先ほどのコンサル会社へのものです。これに対して調査依頼を行い、提示を求めたにもかかわらず、提示を拒否されました。このときの文面をざっと読み上げます。

町と関係機関における検討の最中であり、開示することにより意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると思われまので、成果物は提供できないと考えますので御理解をお願いしますという内容のものです。行政お得意の御理解くださいという文言が使われていますが、理解などできるはずがありません。

この意思形成に著しい支障というのは何でしょうか。この件で情報開示をして世間に知れると何かまずいことでもあるのでしょうか。予算を使った調査結果を開示できない、まして議員が職責において行う調査依頼を拒否する行為は、まさに議会軽視、議員

軽視以外の何物でもありません。

三点について回答を求めます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 候補地決定の理由ということでございます、まず第一点目。

平成二十三年に策定されました養老町第五次総合計画プランにおいて、来訪者の情報拠点の整備として、観光案内所機能を充実するとともに、来訪客への情報提供拠点ともなる道の駅機能を持った施設整備について検討を進めるとしております。

この上位計画に基づきまして、平成二十五年に策定いたしました新生養老まちづくり構想において、道の駅機能を持った施設の整備を行うとしております。現在は一部見直し、養老町第五次総合計画・後期基本計画によって各施策事業を進めております。

昨年度、道の駅、クラインガルテンを含めた田園エリアを整備するべく、養老町養老の郷・田園エリア整備基本計画策定業務を委託発注いたしました。

養老の郷・田園エリア整備の基本計画策定においては、町内の関係団体の代表や公募委員、学識者で組織された養老の郷・田園エリア整備推進委員会において、整備計画について検討されております。道の駅建設候補地についても議論をされ、昨年度業務では田園エリアを候補地として道の駅計画を策定しておりますけれども、町内で想定される他の道の駅建設候補地についても、次回以降、この推進委員会において議論し、報告することといたしております。

二点目のサラダコスモの施設内容ということでございますが、施設の計画につきましては、農地転用許可申請、土地開発協議書が提出されており、事業内容は、野菜生産工場、レストラン等、

敷地面積が六ヘクタール、建物は四階建てで建築面積は約二万六千四百平方メートルの計画であると確認をいたしております。中津川市にあるちこり村のような施設と伺っております。

それから成果物の不提出、不提出ではなしに一部あれですね、調査依頼時に、意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあると思われまので、成果物については現段階では提供することができないと考えておりますと回答をいたしました。

そのことについてでございますけれども、養老町田園エリア整備基本策定業務の成果物でございます。著しい支障ということでございますけれども、やはりこういった計画が公表されることによつてさまざまな問題が出てくる、それは議員も御承知のことだということふうに思っております。

現段階では御提出できないということを御理解いただきましたというふうに思いますし、議会が出されました調査依頼とおっしゃいましたけれども、これは議員が出された調査依頼というふうに受け取つてよろしいでしょうか。

○二番（岩永義仁君） はい。

○町長（大橋 孝君） 以上、それについての回答とさせていただきますたいと思います。

今後、養老の郷・田園エリア整備推進委員会において、さらに協議、計画等がまとまり、公表できる段階になりましたら議会にも御報告をさせていただきたいと思えます。以上です。

○二番（岩永義仁君） 議員軽視じゃないかというところに回答は、今のでオーケーなんですね。調査依頼にまともに答えないのは議員軽視じゃないかというのには。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 決して議員軽視とか議会軽視ということでは

はございません。やはり町全体に著しい支障が生ずるおそれがあると判断しておりますので、そういった点については議員・議会のほうも御理解願いたいと思えます。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

サラダコスモが建設する施設が中津川にあるちこり村に類似したものとすれば、まさに道の駅に類似する施設です。せっかく企業が養老町に進出してきて経営するぞというところに、町が同様の類似する施設である道の駅を近くの別の場所に建設することは、単に民業圧迫になるとは考えませんか。

ここでも提案します。

今回、町が予算を使つて調査した場所は、一日の交通量が五千から六千台ほどしかないと言われる場所です、自動車ですね、自動車を対象にした施設です。そんな場所よりも、このサラダコスモ予定地の本場に横とか近くに道の駅をつくれれば、アクセス、相乗効果、相互利便性の面で大いに効果が高くなることが予想できます。

第一に、このインター付近の場所を建設予定地とする。第二に、インター予定地の近くにはJAの直売所もあります。

既存のこういった施設、さらには養老の顔であり、町長もふだんからお話しされている食肉販売、これらを綿密に連携・集約することで、企業と行政の両者にとって有益な道の駅とする考えはありませんか。

なお、調査依頼への対応については言いわけにしか聞こえませんが判断してトップ判断でとめているのか、どちらでしょうか。

二点についてお答えください。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） サラダコスモと道の駅が類似するのではないかといいますが、一部は類似すると思われれます。ただ、道の駅では、情報発信基地であったり、またこれからその内容は詰めていくわけでございますけれども、災害時のヘリポート等を備えたようなというような機能を持った、単なる休憩施設として捉えているわけではございませんし、ましてや町が関与する道の駅ということになりますと、地場産業、特に食肉であったり、それから地産地消の野菜であったりというようなものの販売機能ということもございます。やはりサラダコスモのやられている事業形態はよく存じておりますけれども、それは養老町らしい道の駅として整備することによって、ともに生きていくことはできるというふうに考えております。

成果物が出せない判断というのは、私の判断か担当課の判断かということでございますけれども、決算特別委員会では提出させていただきましたけれども、最終的には内部で議論した町の判断でございます。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 三回目の質疑に入ります。

町長がこの場所に必要以上に固執する理由がいまいちわからないのですが、隣接する温泉施設がある今現在予定している場所は、平成二十三年の九月議会において、当時温泉を経営する会社が会員に出した文書を取り上げ、町が温泉施設を購入する密約があるのではといった議論がなされた経緯もあります。このことから、この周辺での開発に関しては、要らぬ誤解を招かぬよう特に注意

して取り扱う必要があると考えます。

今年度は、議会の産業建設委員会も県内の道の駅に視察を行ったという報告を受けております。議会としても道の駅について知識を蓄えていますので、執行内部だけでなく、こちらとの連携も図りつつ進めていくよう申し添えておきます。

最後になりますが、来年は一三〇〇年祭を控えていますので、道の駅建設についての議論・検討は再来年以降になるかなあと推測しますが、この道の駅の建設予定年度もあわせて見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 道の駅がこの場所にできたということについてのいろんな意見を述べられましたけれども、そういった邪推は確たるものがない以上やめていただきたいなあというのが本音でございます。

単純に第五次総合計画、それから新生養老まちづくり構想、順次町民の方も入っていただき、議員にも入っていただいていた計画でございます。それに基づいて順次進めさせていただいていくというふうに御理解をいただきたいというふうに思っています。

それから、道の駅の建設時期につきましてでございますけれども、これから詰めていくということでございますので、今、確たる年度を申し上げるわけにはいかないというふうに御理解をいただきたいと思います。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） それでは、三つ目の質問に入ります。

過去にこの議場で質問をし、要求もしてまいりました。それ以外の場でも何度となく調査依頼を行ってきた三セク会社への視

察の受け入れが、いまだに実現しておりません。

確認したところ、この養老の郷づくり株式会社は町による監査の対象ともなっているとのこと。それにもかかわらず、相も変わらず視察の受け入れが拒否され続けているわけですが、いかがな見解をお持ちでしょうか。

次に、議員有志による視察を申し入れているわけですが、いつになればこの視察の受け入れが許可されるのでしょうか。具体的にお答えいただきたいと思えます。

以上、視察の受け入れ拒否が続くことについての見解と受け入れできる日取りについて、簡潔にお答えをお願いします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 養老の郷づくり会社は、昨年五月二十五日に設立されて以来、会社事務所としてエイキッド株式会社の縄山建設現場事務所の一部を使用し、業務を行っております。

事務所内にはエイキッド株式会社の縄山建設プロジェクトに関する秘匿すべきものが多々あるとの理由で視察をお断りしておりましたことは、御理解いただいたところでございます。

また、養老の郷づくり会社より視察可能であるとの申し出があった日時には、あいにく議員各位との調整が整わずに視察ができなかったという経緯があるというふうにお聞きをしているところでございます。

それから二点目でございますが、いつになったら視察の受け入れができるのかということでございます。

ようやく縄山のプロジェクトも最終段階にきているということでございます。十一月下旬には施設が公開できるというふうにお聞きしております。有志の方だけではなく、議員全員の方にも、また町民代表の方にも事務所を視察していただけると会社側

からも伺っております。

○二番（岩永義仁君） 十一月ですね。

○町長（大橋 孝君） 十一月下旬でございます。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 先ほどの町長の答弁で、過去に受け入れの体制が整って調整がつかなかった等のお話がありましたけれども、正式なそのような話を受けたことは一度もございませんし、調査依頼に対してもそういう回答を一度ももらったことがありませんので、ここで言うておきます。

ようやく十一月下旬ということですね、ようやく視察が実現するということですね。町のお金を投資している施設の視察の実現に、これだけの時間を要したことに強く遺憾をあらわしておきます。

慎重かつ丁寧に視察を行うことを町民の皆様にお約束し、今回の私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（吉田太郎君） 以上で、二番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時よりいたします。

（午前十一時四十四分 休憩）

（午後 〇時五十七分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、通告に従いまして、まず高齢者運転免許証自主返納支援制度についてをお伺いいたします。

増加の一途をたどる高齢運転者による事故に対応するため、運転に不安を感じる高齢者に対し、運転免許証の自主返納を促す支援制度が各地で広がっています。高齢者が運転しての事故がふえ続け、六十五歳以上の運転者による事故件数は急増しております。特に七十五歳以上に至っては大幅に増加をしています。ここ数年、交通事故件数自体は減少している中で、増加が際立っています。

高齢者の事故の特徴は、交差点での出会い頭事故、また右折時の事故が多く、原因は安全確認の不適切や前方不注意などの割合が多くなっています。こうしたことは加齢から来る運動能力の衰えによるものと考えられています。最近では、ブレーキとアクセルを間違えて、コンビニエンスストアに車ごと突っ込んだ事件が相次いだり、高速道路を逆走して、危うく大事故になりかけた危険な事例もあり、高齢者の運転について不安を感じられた方も多いのではないのでしょうか。

平成二十七年年度のデータでは、岐阜県下で百四件、百六人の方がお亡くなりになる死亡事故が起きています。そのうち、二十五人の高齢ドライバーが運転して起こした事故であると報告されています。県下の全免許証保有者の二四・一％が六十五歳以上の高齢者です。ちなみに、十年前の平成十七年には、一四％、五年前の二十二年には一八％で、昨年の二十七年には二四・一％まで増加し、年々高齢者ドライバーがふえていきます。言いかえれば、交通事故件数は減少傾向にあるが、高齢者ドライバーによる事故が年々増加していくこととなります。

平成二十七年六月に成立した道路交通法では、七十五歳以上の

ドライバーは、免許更新時に受けることとなった認知機能検査で認知症の疑いがあると判定されれば、過去に交通違反がない人でも、医師の診断を受けることが義務づけをされています。

しかし、免許証の自主返納は、本人の意思で行うものです。家族や周りの人たちの思いが伝わらず、現実には大変複雑で、家族だけでは対応するのは難しいのが現状だと思います。

また、独居の高齢者もふえる中、車を運転しなくても生活ができる仕組みを早急に検討し、改善しなければならぬと思います。

昨年十二月議会で水谷議員が同じテーマで質問をされました。そのときの町長の答弁で、オンデマンドバスの利用料を半額にしている、これは有効な支援策であると答弁され、これからも継続してまいります。また、養老鉄道への利用促進につながることから、一日フリー切符等の乗車券を交付することを検討します、このようにお答えされております。

きょう現在、当町においては、オンデマンドバスの利用料を半額にする事業だけです。近隣の市町では、海津市の施策、コミュニティバスの回数券五千円分、もしくは養老鉄道の日フリー切符の乗車券とコミュニティバスの回数券五百円分、また名阪近鉄バスセットの回数券五千円、この三択です。これらのうち、一事業のみ交付になり、大野町では、タクシーチケット年間一万円で、三年間交付される仕組みが事例としてあります。

福井県内の各市町では、高齢者が免許証を返納しやすい環境を整える取り組みの展開をされています。免許証を返納した高齢者を対象に、タクシー会社、路線バス、電車等の事業者が運賃の割引サービスを行う民間主導の取り組みがされており、各事業者の割引内容等には条件などの違いがありますが、各企業が努力して社会環境を変えようとしています。

養老町では、マイカーにかわる交通機関がないに等しい状況であります。免許証を手放すと、すぐに不便になってしまいます。地域性でしょうか、返納が進まないのも理解ができます。警察だけの取り組みでは限界があります。高齢者の生活に合わせた施策が必要であります。

この福井県の各市町で、まちに合ったサービスの展開をしている。例えば行政が仕組みづくりをしていかなければ、社会環境を変えることは困難である、こう私は思います。誰かがやる、やるだろうを待つのではなく、リーダーシップをとって、高齢者・身障者の皆さんが住みやすいまちづくりを考えて取り組んでいかなければならないと思います。

高齢者ドライバーの方は、長年運転してきたプライドもあり、高齢者の方が進んで免許証の返納ができるよう地域で支え合う仕組みは必要で、また安心・安全のまちをつくっていく契機となるのではないのでしょうか。町民憲章にもうたつてあるように、お年寄りが豊かに暮らせるまちにしましょうとあります。

ここで三点についてお伺いをいたします。

まず一点、当町は、現在オンデマンドバスの乗車料金を半額負担するサービスを行っていますが、免許証を返納された方が、うちにこもることのないように、病院や買い物に行きやすい環境づくりを養老町独自の支援制度として検討してはいかがでしょうか。二点目、地元の商売屋さんを巻き込んだ施策をまち一同でつくり上げ、商工会との連携で住みやすい魅力あるまちづくりができれば、まちの活性化につながるのではないのでしょうか。

三点目、高齢者の交通事故を減らすためにも、自主返納しやすい環境・仕組みづくりを。高齢者、また障がいをお持ちの方が安心して楽しく外出できる優しいまちづくりの構築を考えていただ

きたい。

以上、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいま高齢者の運転免許証自主返納支援制度について、三点御質問をいただきましたけれども、それぞれ関連しているというふうに思われますので、申しわけございませんが、まとめて回答をさせていただきますので、お願いをいたします。

少子高齢化社会を迎え、高齢者が社会の中で占める割合とともに、高齢者による交通事故もふえていることから、高齢者の交通安全対策は重要な課題であると認識をいたしております。高齢者の交通事故を減らすためには、議員の御指摘のとおり、運転しなくても生活できる環境、運転免許証を返納しやすい環境づくりも大切であると考えます。

本町におきましては、人口減少・少子高齢化社会を迎える中、高齢者や体が不自由な方などの病院や買い物などの外出を支援するとともに、外出機会増加による健康増進や交通事故削減、地域活性化などを図ることを目的に、平成二十五年十一月から「歩いて動けるまちづくり」をキャッチフレーズにオンデマンドバスを運行し、公共交通の充実を図っているところでございます。

従来の公共施設巡回バス「げんちゃん号」は、決まった時刻に決まった経路を移動する路線運行であったため、バス停までが遠く、目的地によっては乗り継ぎなど必要でございました。しかし、オンデマンドバスは、できる限り自宅の近くから、乗客の希望に応じて移動するという高齢社会に対応する住民生活に密着した交通機関として、運転免許証の自主返納者に対しても有効な内容になっていると考えております。

また、運転免許証を自主返納された方には、運行開始当初から利用料の半額割引サービスを実施しており、全国的にも数少ない先進的事例として、テレビや新聞等でも紹介をされているところでございます。

議員の御発言の海津市や大野町における運転免許証を自主返納された方に対する利用料割引の内容については承知をいたしておりますが、本町においては、運転免許証の返納時一回限りのものではなく、金額面でも、むしろ他市町よりも優遇していることを御理解いただきたいと思います。

また、本町では、町商工会において、平成二十七年度から高齢者や体が不自由な方などの買い物支援するため、養老町孝子協同宅配事業組合が組織され、登録店が電話やファクスなどで商品の注文を受け、届けるという買い物支援サービスが行われており、車を運転して出かけられない方などの強い味方になっております。いずれにいたしましても、町といたしましては、今後もこうした運転免許証を自主的に返納しやすい、自動車を運転しなくても生活ができる環境づくりには、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 今の答弁を聞かせていただきました。もう一步心のこもったサービスの構築ができないかという思いで提案をさせていただいておりますが、福井県のタクシー事業者のうち、三十三の会社または個人の事業者が、七十五歳以上で運転免許証を自主返納した人に対し、タクシー運賃を一割引くサービスを実施している。これには運転経歴証明書の提示が必要だそうござ

います。また、路線バスの福鉄バスは、一般路線の運賃を半額にしている。この条件が六十歳以上の方が対象になると。京福バス会社は、一カ月の定期七千円で路線全線乗り放題、七十歳以上の方が対象。福井鉄道株式会社は、四百円で一日乗り放題、七十歳が対象。越前鉄道は、普通乗車券運賃の二割引を六十五歳以上が対象でされていると。

また、市内の一般の商店では、ある一介の床屋さんでのサービスは、自宅から店舗までの送迎をサービスしてくれる。また、クリーニング店では、衣がえ時期の衣類・寝具等の無料保管をサービスとして提供してくれる。鍼灸マッサージ協会では、料金の一〇%を引いてくれる。ホームコンビニでは、住まいの掃除、家具の移動、整理整頓など、基本料金の二〇%を引いてくれる。また、市内の飲食店などでは、代金の一〇%を引いてくれる。これは条件が七十五歳以上が対象など、登録されている事業所は約五十社が参加していると、こういうまちの形成をされておる福井市内でございまして、これを高齢者の免許証自主返納に結びつけて、成果を上げておみえになります。

こうした取り組みは全国至るところでされている。この事例は、行政がリーダーシップをとり、公共性のあるタクシー、電車、バスなどはもちろんのこと、民間のあらゆる企業や個人商店に参加をしていただき、仕組みをつくっていくことによって、当初の目的が達成されていく、こう思います。また、相乗効果として、まちの活性化にも供すると思えます。

この西濃圏域の口火を切って、高齢者による交通事故を減らすためにも、自主返納しやすい環境・仕組みづくりを、また高齢者・障がいをお持ちの方が安心して楽しく外出ができる優しいまちづくりを進めていただきたいと思います。まず養老町からこの仕組みを発

信し、お年寄りが豊かで住みやすい優しいまちづくりを進めていただきたいが、もう一度、町長のお気持ちを聞かせていただきたいと思います。よろしく。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質にお答えさせていただきますと思います。

さきにも述べましたが、本町におきましては、現在、町商工会において、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりに取り組んでいただいております。

議員の発言のように、民間企業や事業者の取り組みと町の取り組みが相乗効果として町の活性化を図るということに、私も期待をしております。

今後は、町といたしましても、こうした取り組みを町単独で進めるだけでよいのか、もっと広域的に進めるほうがよいのかということも考慮しながら、県にも提案しながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員の御協力もいただきますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

〔五番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ありがとうございます。

今、町長がお話しをされました、養老町の商工会主導で、養老町孝子協同宅配事業組合が昨年の四月に設立された。これは買い物弱者の対策として、支援サービスの事業を開始されましたが、平成二十七年四月に開始されて、二十七年、二十八年三月までの実績が、告知は未実施というデータが出ておりました。また、登録業者は九事業所、宅配依頼は未実施ということで実績がないと、こういうふうインターネットで実は出ておりましたけれど

も、商工会さんが的を射た事業をしていただいておりますにもかかわらず、制度だけつくって機能がしていないと、こういうような実態があるのかなと思います。ならば、行政も告知、町民の皆さんに知らせるという意味での一翼を担っていただいて、運転免許証の自主返納者、障がい者、高齢者対策の観点からも、このようなことが必要であろうと思いますが、今後この事業を町として広く周知をするお手伝いをしていただきたいと思います。

そして、またこのような仕組みづくりを町単独で取り組むよりも、広範囲でサービスをしたほうが、利用者にとっては利便性があるかに向上する、確かにそうだろうと思います。県のほうにもお話をしていきたいという町長のお話がありました。けれども、まずは養老町から始めてはいかがでしょうか。県のほうにもお願いはしたいけれども、まずは町で始めて、そしてこんなことを養老町でやっているわ、県でもっと広く広めてほしいというような形で進めていただければ、西濃圏域がやはりリーダーシップをとれる養老町になろうかと、こういうふうに思います。再度この観点の答弁をいただきたい。よろしくお願いします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再々にお答えをさせていただきますと思います。

実は、この孝子宅配事業でございますけれども、未実施ということは、少し私も大変申しわけないんですが、承知をしていなかったということです。当初、この事業を立ち上げられるときに、大変すばらしい事業だということで、町としても非常に歓迎したところではございますけれども、まだ住民の方々にきちんと周知をされていないだろうというふうに思っております。町の商工会のほうとタイアップしながら、行政としてもこの制度を広く住

民の方々に、特に高齢者の方に周知を図っていききたいというふうに思っております。

また、広域での提案をということでございます。町単独でやることについては、今後もどんな制度があるのかということを検討していきたくも考えますけれども、やはり公共バス等におきましては、広域でやったほうが効果があるのではないかと、いうふうに思いますので、先ほども答弁させていただいたように、県にも提案しながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

〔五番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） それでは、二つ目の質問に入ります。

養老町人口ビジョン・創生総合戦略についてであります。

人口減少、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府は一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした、自立できて持続的な社会を創生することを目指し、創設された法律に基づき策定をされました。

国においては、二〇六〇年には一億人程度の人口を確保する中長期を展望した、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを示し、これを実現するための五カ年計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を打ち出しました。それには、総合戦略の中では、人口をいかに維持するかが大きなポイントとされており、二〇六〇年に一億人程度を目標値として、基本目標を、一、東京一極集中の是正、二、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現、地域課題の解決が必要といったことが出されております。

しかし、なぜ東京に一極集中し、地方には人口減少や経済の落ち込みが進んだのか、またなぜ急に人口減少や少子化が進んだの

かといった原因の分析はありません。残念です。

昨年十月に、養老町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定委員会より答申されました。この創生総合戦略によりますと、今の状態で人口減少が続いていくと、二〇四〇年には二万二千人まで減少する予想であります。創生総合戦略養老町版では、二〇四〇年の人口目標値が二万三千人と設定されました。

創生総合戦略養老町版では、人口ビジョン基本目標で、「人が輝き、絆を育むまちづくり」がテーマで、一、結婚・出産・子育てまで切れ目のない支援、二、若い世代の希望をかなえ、安心して子育てができる環境をつくることで、出生率の向上と子育て世代の定住を図る、三、地域に開かれた学校づくりを進め、将来を担う子供たちを育てるとあります。

合計特殊出生率が、二〇一三年度には一・三六％でありました。この創生総合戦略では、合計特殊出生率を一・五％に上げる計画であります。国の計画では、二〇四〇年度には二・〇七％を目標としていきます。

また、人口ビジョンの基本的視点には、一、人口の自然減に対する取り組みで、豊かな自然や良好な住環境の中で子供を産み育てたいという希望をかなえる、この具体的な施策で非婚化・晩婚化の対策、妊娠を望む夫婦の経済的負担の軽減、子育て支援の充実、子育て世代・多子世帯の支援、教育の充実、女性の活躍支援などが掲載されています。

今回は、人口の自然減に対するテーマに絞ってお聞きをいたします。

一点目、豊かな自然や良好な住環境の中で子供を産み育てたいという希望をかなえる、この具体的な施策は、どのような施策をお考えかをお教えいただきたい。

二点目、これからの養老町を担う子供たちを地域とともに育むことにより、養老町で子供を産み育てたいという人をふやす、この施策の具体例はいかがでしょうか。

三番、なぜ少子化に陥ったのか、その原因は何なのか、国ははつきりとは言っておりませんが、町長はどのように捉えておられるかをお聞かせいただきたい。

以上三点でよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の創生総合戦略についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず一点目の人口減少の中で、豊かな自然や良好な住環境の中で子供を産み育てたいという希望をかなえるという、この具体策ということ。それから、これから養老町を担う子供たちを地域とともに育むことによつて、産み育てたいという人をふやす目的を達成する具体策ということでございますが、お答えをさせていただきます。

御質問をいただきました、豊かな自然や良好な住環境の中で子供を産み育てたいという希望をかなえる、子供たちを地域とともに育み、養老町で子供を産み育てたいという人々をふやすといった文言は、昨年十月に策定しました総合戦略を推進する上での基本的な視点として、一、人口の自然減に対する取り組みに掲げている文言を指しておられるものと存じます。

人口の増減は、一般的に出生数と死亡数の差により得られる自然増減と、転入者数と転出者数との差により得られる社会増減により説明できると言われておりますが、本町の人口は、平成十年には出生数が死亡数を下回り自然減に、それから平成十三年には転出者数が転入者数を上回る社会減の状態となり、人口の減少が

続いております。こうした状況を少しでも改善し、人口の減少を抑制するためには、人口の自然減・社会減の双方に対応するための施策が必要であると考え、その方向性を示したものでございます。

豊かな自然や良好な居住環境の中で子供を産み育てたいという希望をかなえるための具体的な施策としては、結婚を希望する单身男女に出会いの機会を提供する婚活支援事業を初め、妊娠を望む御夫婦の経済的負担を軽減するための特定・一般不妊治療費助成事業、多様な教育ニーズや保護者の就労状況に柔軟に対応できるように段階的に進める予定である認定子供園移行事業や、乳児家庭全戸訪問事業など、子育て相談体制の充実、さらには乳幼児福祉医療費助成事業など、結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援が挙げられます。

また、これからの養老町を担う子供たちを地域とともに育むことにより、養老で子供を産み育てたいという人をふやす目的を達成する具体的な施策とは、地域と学校が一体となつて、子供たちの豊かな成長を支えるための仕組みであるコミュニティスクール制度や、私が特に力を入れて取り組んでおります、これからの地域づくりを進める上で核となる組織である地域自治町民会議において、地域の子供たちの見守りや多世代との交流が図られることを期待いたしております。

さらには、現在の保育園・幼稚園から移行することとなる認定こども園においては、従来の保育施設や教育機関としての機能を加え、子育て支援施設としても、機能強化や充実を図ることにより、地域全体で子供を産み育てることを具体的な施策として考えております。

前段の豊かな自然や良好な住環境の中で子供を産み育てたいと

いう希望をかなえるための施策、結婚や出産、子育てに対する個人としての希望や思いを実現するための施策であるのに対して、後段のこれからの養老町を担う子供たちを地域とともに育むことにより、養老で子供を産み育てたいという人をふやす目的を達成するための施策は、個人としての希望や思いを実現するために不可欠な子育て環境を整備のための施策として、現在進めているものでございます。

さらに、ふるさと学習や家族の絆愛の詩、親孝行作文募集事業などにより、地域への愛着や誇り、親孝行の心の醸成などソフト面での充実を図るとともに、タブレット端末の導入や校内LAN整備などICT環境の整備を進めることにより、子供たちの教育環境の充実を進めております。特に、総合戦略に掲げる基本目標一、人が輝き、絆を育むまちづくりでは、教育の充実を最優先の施策に位置づけており、次の時代を担う子育て・人育てを進める先進的なまちとなるよう取り組むことといたしております。

以上が簡単ではございますが、総合戦略に掲げる人口減に対する具体的な取り組みでございます。

それから、なぜ少子化に陥ったのかという、私がどう捉えているかという御質問でございますけれども、少子化に陥ったその原因として考えられることは、未婚化・晩婚化が大きな要因であると考えております。結婚そのものに対する意識や若者のライフスタイルなども、私が若いころと比べ、大きく変化しているのではないかと思います。

また、晩婚化に伴う晩産化による影響や、子供を産み育てることに伴う経済的な負担などにより、子供を二人、三人欲しいと願う御夫婦でも、実際には、理想とする子供の数を産むことができない人が多いのではないかと思います。

町では、人口ビジョンや総合戦略を策定するに当たり、昨年七月から八月にかけて、町内在住の二十三歳から四十歳までを対象に行った結婚・出産・子育てと定住意識に関するアンケートにおいても、独身の方のうち、六八・九%の人が「結婚する意向がある」と回答されました。また、未婚の理由について尋ねたところ、「適当な相手にめぐり合わないから」が四三・二%と最も多く、次いで「経済的余裕がないから」が一七・三%、「結婚する必要性を感じないから」が八・六%となり、出会いが少ないこと、経済面、結婚の必要性などが挙げられています。

さらに、理想的な子供の数について尋ねたところ、「二人」が六四・二%と最も多く、次いで「三人」が二四・三%と平均で二・二三人となっております。これに対して、現実を持つと思う子供の人数について尋ねたところ、「二人」が五二・六%と最も多く、平均で一・八五人となり、理想よりも現実を持つ子供の数が少なくなるという回答が得られました。その理由としては、やはり、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が七一・一%、「心理的・肉体的な負担が大きいから」が三四・二%、「働きなから子育てできる職場環境にないから」が二一・一%となり、経済的な理由、心理的・肉体的な負担、職場環境などの仕事などが主な理由となっております。

町として、こうした町民の声に対して、真摯にその対応や対策を講じて、現状を打開することが私ども行政に求められていることではあると認識をしております。

しかしながら、人口減少・少子化といった問題については、そう簡単に解決できるような問題ではございません。人口が減少していく、少子化が進んでいく、そういった厳しい状況ではあるにしても、現実に今いる子供たちに対して、町として、そして地域

として今何ができるのか、将来、この子供たちが町を背負う世代になったときに、彼らが、地域の皆さんに育てられて今の自分たちがある、自分が今いられるのは、地域やまちの人のおかげであるという気持ちになれるように、我々行政として今何ができるのか、また地域の皆さんとしてどんなことができるのか、また議員を初め、議会としてどんなことができるのか、お互いに知恵を出し合いながら、一緒になってまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 今、町長の答弁の中で、少子化の背景としての主要な要因として、私は若者の雇用の不安定化、そして若者の貧困が挙げられると思います。私ども若いころは、高校・大学を卒業すると、即就職をして、正社員として採用され就職をし、安定した収入をいただきながら生活をし、家族設計をしてきたと、こういう思いがあります。今では、約半分の人が非正規雇用であります。このような状態では、将来が不安で、結婚・出産・子育ての展望ができるはずがありません。今、町長お話しされるように、晩婚・未婚化というのは、こちら辺に原因があるのではないのでしょうか。

創生総合戦略の計画年度は、二〇一五年から二〇一九年度までの五年間です。特殊出生データを見ると、二〇〇九年が一番高く一・四九％、このときの養老町の人口が三万一千三百三十二人です。出産・子育ての世代の十五歳から四十九歳までの女性の人口が六千三百三人で、五年の計画満了までにあと三年と半年です。二〇二〇年の数値を二〇〇九年の構成比で計算すると、養老町の人口が推定で二万八千六百五十九人、また出産・子育て世代の女

性の人口が五千七百六十七人で、特殊出生率が一・三六から一・五％に上げるための施策を実行し、成果を得るには、創生総合戦略の概要版、これでございますが、概要版に掲載されている最優先施策、星印がついています。最優先施策の教育の充実、この部分に関しては時間が足りませんが、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援策を今まで以上に手厚く支援をしなければ、目標数値には届かないと思いますが、今後、残された三年と半年の間、特に重点に何を対応されていくのか、答弁をいただきたいと思

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 結婚・出産・子育てに対し、切れ目のない施策ということでございます。

総合戦略の基本目標「人が輝き、絆を育むまちづくり」に掲げる成果指標である合計特殊出生率の目標値が一・五を達成するためには、議員御指摘のとおり、結婚・出産・子育てに係る支援策をこれまで以上に手厚く支援する必要があると感じております。

しかしながら、他の自治体の水準を上回るような手厚いサービスの提供や、子育て関連の制度を拡充することだけで、よい施策であるとは考えておりません。より高水準の行政サービスを提供したり、住民負担の少ない自治体を目指すためには、それだけの財源が必要となるのは当然のことでございます。

過剰な行政サービスの提供合戦のようなことで養老町を消耗させるのではなく、これから生まれる子供たちに、どんな環境を残してあげられるのか、町の将来を担う子供たちをいかに育てていくのかという点を重視し、そういった意味で、子供たちへの教育を充実させることを最優先の施策であると申しております。

名古屋市などの中部圏の主要都市からも一時間程度で行き来で

き、公共交通があり、豊かな自然はもちろんのこと、他の自治体
がうらやむような地域資源がたくさんある、そんな環境の中で安
心して子育てができるまちづくりを進めるとともに、常々お話し
しております、地域のことは地域で決められる地域自治町民会議
などにおいても、子供たちの見守りや子育てに苦労されている若
いお母さん方に対して、相談役を買っていただくなど、行政だけ
でなく、地域の皆さん方で、子育てをする人にとって優しいまち、
子育てしやすいまちであるという風土や雰囲気醸成していただ
きたい、そんなふうと考えております。

限られた財源を活用し、知恵を絞りながら、総合戦略に掲げる
結婚・出産・子育てに関する施策を複合的に展開することにより、
これ以上、出生率の低下を招くことなく、少しでも目標に近づけ
るよう取り組んでまいります。さらに地域の皆様方との協働に
より、子育てしやすいまちを目指して取り組んでいきたいと思え
ておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

〔五番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ただいま町長が答弁されましたこと、本当
にまさにそのとおりだと思います。

養老町が二万三千人をキープするには、今のすばらしい創生総
合戦略をつくっていただいた、これを忠実に実行年度ごとに精査
をしながら、プラスの修正はいいと思いますけれども、マイナス
の修正をするようなことにならないように、ひとつ精査をしながら
取り組んでいただくことをお願いして、私の一般質問を終わ
りにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、五番 三田正敏君の一般質問を終
わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通
告に従い、二項目について一般質問させていただきます。

最初に、認知症予防対策についてお伺いします。

認知症は、かつて痴呆症とも言われ、高齢者が最もなりたくな
いと考えている病気の第一位であると言われていたますが、近年は
いろいろな研究がなされ、かなりの角度で予防・進行抑制ができ
ようになってきているのではないかと感じております。

まず認知症とは、人間の活動のほとんどをコントロールしてい
る脳の細胞が何らかの原因で死滅したり、働きが悪くなったりし
て、精神活動・身体活動に支障が出るという状態をいうようであ
ります。高齢者の誰もが発症する可能性のある痴呆症への対応を
誤ると、医療・介護の財政負担が急増します。国民健康法が制定
され、全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、誰でも、どこ
でも、いつでも保健医療が受けられる国民皆保険制度が確立し、
現在は国民皆保険制度の行く末に暗雲が漂うことにもなりかねま
せん。

養老町では、町内の医療・福祉・介護・行政の各分野の職種で
構成する地域ケア多職種連携委員会が立ち上げられ、ケア体制と
連帯の取り組みについて研修を重ねておられ、認知症をテーマに
した町民公開講座が開催され、町民の方に認知症についての知識
を深め、正しく理解していただくために、寸劇を交えた町民公開
講座、一回目の講座は「認知症って何だろう」、二回目の講座は
「みんなで支えるまちづくり 認知症大作戦」三回目の講座「愛
する人が認知症になったとき、一体何が必要なのか」のテーマで
開催され、四回目はその予防策についてであり、平成二十八年十

月二十日、日本認知症予防学会理事長で、認知症研究の第一人者である鳥取大学医学部保健学分野の浦上克哉教授により、認知症予防の最新情報が示されたところであります。四回の講座で延べ千二百五十五名の参加と聞き及んでおります。

認知症とはいっても、診断されれば、治療のない痴呆症は、早期発見・早期絶望とも長く言われており、私もそのように認識しておりますが、しかし現在では、有識者の間では、アルツハイマーは早期に発見できれば、MCIの段階で予防ができ、正常へ戻る人が五〇%あるという極めて驚くべき話をデータをもって教えていただきました。そして、アルツハイマーは、海馬から障害されるのではなく、嗅覚神経障害から始まるので、において早期診断も早期治療もできるとのことで、浦上先生お手製の朝アロマ・夜アロマがあり、アロマオイルのにおいを体験させていただきました。

いずれにしましても、これから養老町も、認知症対策は、既に認知症になっているBPSD問題、中核症状と周辺症状もある以上、認知症になっても大丈夫なまちづくりとして、多職種連携のあり方の模索は重要ですが、もう一つ、認知症もMCIなら治る以上、早期発見・早期治療を徹底していく施策が必要であると思えます。

講演では、二万人規模の琴浦町は、高齢化率三〇%を超え、認知症の診断で通所・入所などの介護保険料が、認知症予防対策を実施することにより、現在年間一億円程度の経済効果が出ていると話され、金額の大きさに驚きました。

養老町は、高齢化率二九・三%であり、二万八千人規模ですの
で、相応以上の経済効果も期待できると考えます。何より、当日、大橋町長が認知症予防の最新情報の講演に最後までに熱心に聴講

され、予防施策事業について前向きに取り組んでいただけると確信したところであります。国民的問題ではありますが、私も公開講座に参加させていただき、大変勉強になり、刺激的で実効性のある講演会であり、急務な問題が多く、養老町もぜひ予防対策を徹底していくことが、行政も含め私たちの課題であると考えております。

そこで、次の事項について、町長及び執行部の見解をお伺いします。

一点目、認知症の現状と将来推計についてであります。

養老町では、平成二十八年八月三十一日現在、九百九十人、認知症患者とMCI有病率推計による予備軍が千五百十三人との認識を示されております。今後どのように患者数等が推移していくかお考えでしょうか。

二点目、認知症予防対策の取り組みについてであります。

認知症は、重症化してからの対応は非常に困難とされています。その意味では、早期発見・早期対応が喫緊の課題と思われませんが、MCIの段階での対応を含めて、町としての認知症予防対策についての現状と課題をお伺いします。

三点目、地域ケア多職種連携委員会との連帯について。

認知症等が避けて通れない重要な課題であることは明らかだと思われませんが、そうであるとするならば、認知症予防のできるまちづくり、そして認知症になっても、安心して暮らせるまちづくりが必要だと考えます。地域ケア多職種連携委員会の役割が大変重要となってきますが、その連携体制、行政との役割分担について、どのようにお考えでしょうか。

四点目、一般住民への普及・啓発についてであります。

誰もがそうなる可能性があるのであれば、この予防策の展開に

は、一般住民への普及活動が喫緊の課題となります。今後、行政側としてのような啓発運動をなされようとしているのか、その方向性・具体策をお示しく下さい。

五項目、嗅覚障害と予防策について。浦上先生の講演では、認知症と嗅覚障害の関係が指摘されていたようです。いろいろ今後の研究に期待するところは大きいとは思いますが、において早期診断も早期治療もできる可能性があるのであれば、香りの習慣で認知症予防方法として、気軽に簡単にできるアロマセラピー、オイルによる予防教室の実施も考えられますが、この点について、現時点でどのようにお考えでおられるかをお尋ねいたします。

以上五点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 認知症について、五点について御質問がございましたけれども、私のほうからは、二点目の認知症予防対策の取り組みについてというところを答弁させていただきました、あとは担当のほうで答えさせていただきますと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これまでの認知症予防対策の取り組みといたしましては、読み書き、計算プリント、数字盤等の教材を利用した脳の健康教室を平成十八年度から実施し、延べ三千五百八十二人、年平均三百六十人の参加をいただいております。

今年度からは、事業を全面的に見直し、認知症予防の方法を知り、楽しみながら体験することで脳を生き生き元気にする教室として、脳の活性化につながる、一番、計画を立てる、二つ目に、頭を使って体操する、三番、体を動かす、四番、料理をする、五番、音楽を楽しむなどを、参加者同士の交流を楽しみながら、月一回半年間で行う「レッツ!! 脳健クラブ」、ストレッチ、筋

力トレーニング、体を動かしながら頭を使った課題（簡単な計算しりとり、野菜、動物、国の名前、日付等）と運動課題（家でできるストレッチ、筋力トレーニングを宿題として課す）の実施を年間八回コースで行う「足・脳いきいき教室」を開催いたしました。

また、新オレンジプランに掲げる施策では、今年度、認知症カフェが町内で三カ所立ち上がり、認知症の人を単にお客様として捉えるだけではなく、希望する人にはその運営に参加してもらい、認知症の人同士のつながりを築いて、カフェを超えた地域の中で、さらなる活動へとつなげていけるように取り組んでおります。

さらには、平成二十五年度からは、県内で恵那市、美濃加茂市に次いで三番目となる認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担うほか、相談、これは平成二十七年度は延べ百三十六人で行いましたが、五十四人を訪問させていただきました訪問業務を実施し、認知症等の人への支援を効果的に行っております。

現在、町の課題としては、先日の第四回認知症町民公開講座、議員のおっしゃってみえる講座での効果的な認知症予防の注意点として、第一に適切な対象者である軽度認知障害（MCI）を選び実施すること、第二に客観的な認知機能を評価、認知機能テストをすることを指摘されております。

この課題を解決するため、今年度、先進地である鳥取県琴浦町へ職員が視察する予定であり、第一に講師が開発したMCI早期発見ツールであるパッチパネル式コンピューター（物忘れスクリーニング検査）の活用方法と導入効果、それから第二に認知症予防対策のデータに基づく経済効果、第三に認知症早期対応及び予

防のための取り組み、第四に地域住民の認知症に対する正しい理解を促すための普及・啓発活動、第五に事業実施における課題と今後の方針について、情報収集してまいりたいと存じます。

なお、当視察には養老郡医師会長も精力的に加わっていただき、大変心強く、認知症有病者の医療機関での受け入れ体制を含め、認知症サポート医としての視点からも充実したものになると確信をいたしております。私のほうからは以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから、第一点目の認知症の現状と将来推計について御回答をいたします。

全国では、四人に一人が高齢者という超高齢化社会を迎え、急増する認知症高齢者が大きな医療問題・社会問題となっている状況下、国においては、認知症の人が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に对应していくことを目的として、昨年一月二十七日に、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や、認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護の提供などを柱とした認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定いたしました。

認知症の現状は、新オレンジプランに掲げる国の推計では、平成二十四年で約四百六十二万人、六十五歳以上の高齢者の約七人に一人とされており、正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害（MCI）と推計される約四百万人と合わせますと、六十五歳以上高齢者の約四人に一人が認知症の人またはその予備群であるとしております。

町の現状では、本年八月末現在が九百九十人で、国の推計に基づく予備群千百五十三人（全体の一三％）と合わせますと、国同

様六十五歳以上高齢者八千八百七十人の約四人に一人（二四％）となります。

国の将来推計といたしましては、認知症有病率が一定の場合、団塊の世代が七十五歳以上になる二〇二五年には六百七十五万人（一九％）、二〇四〇年には八百二十万人（二一・四％）で、有病率が上昇する場合、二〇二五年には七百三十万人（二〇・六％）、二〇四〇年には九百五十三万人（二五・四％）と推計しております。

国推計値を町に当てはめた場合、認知症有病率が一定の場合には、二〇二五年には千七百七十九人、二〇四〇年には千八百二十人で、有病率が上昇する場合には、二〇二五年には千九百二十九人、二〇四〇年には二千百六十人になると予測されております。続きまして、三点目の地域ケア多職種連携委員会との連携について御回答を申し上げます。

医療・福祉・介護領域の地域包括ケア及び多職種連携、在宅医療を推進し、相互を情報交換、学術集会などを通して町民の健康意識啓発、疾病予防、健康増進を図ることを目的として、養老郡医師会を核に、平成二十五年二月に十団体の代表と福祉担当課が構成員となり発足いたしております。

平成二十七年年度までに委員会を二十一回、専門職研修を四回（延べ六百八人の参加を得ております。）開催いたしました。認知症に関するケアや医療、課題について、グループワークでの討論を交えて、多職種の役割と連携のあり方の協議を重ねたところであり、また顔の見える連携を目的として、多職種の集い「養老がやがや会議」を開催し、医療・介護・福祉に携わる職種が互いに理解し合うため、グループで自由なテーマを定め、気楽に話し合いをする機会を設けて実施をしております。

連携体制、行政との役割分担につきましては、医療や介護、福祉サービスが切れ目なく一体的に提供されるように、関係する多職種がお互いの業務の専門性や役割を認め合い、高めていく体制づくりが重要であり、行政は、介護・医療・住まい・生活支援・予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの扇の要としての役割を果たすとともに、介護保険事業計画に定める認知症施策の着実な遂行をすることが肝要であると考えております。

続きまして、四番目の一般住民への普及・啓発について御回答いたします。

一般住民への普及・啓発につきましては、認知症をわかりやすく理解していただくため、「町長と包括一座」と銘打って、多職種連携委員会のメンバーによる寸劇や、認知症に対して先進的な取り組みを進め、見識の高い講師による講演会を通じて、「認知症とは何か」「その予防策は」を発信する認知症町民公開講座や、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者である認知症サポーター養成講座の開催を実施しております。

また、介護認定通知書にチラシの同封や、ケアマネジャーを通じて、認知症相談への周知を図っております。

今後におきましては、これまでに国が示す高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるような教育を推進するため、中学生・高校生を対象に、認知症サポーター養成講座、平成二十八年九月十二日現在で千四百八十七人の方でございますが、開催しておりますが、小学生にも拡大してまいりたいと考えております。

最後、五項目の嗅覚障害の予防策でございます。

認知症診断・予防の第一人者であります浦上克哉先生の講演

で、認知症の初期段階から嗅神経、脳神経の細胞が壊れ始めて、においを嗅ぎ分ける能力が衰えてしまうことや、アルツハイマー型認知症では、記憶をつかさどる海馬が障害を受け、物忘れが頻繁にあらわれ始めますが、海馬の障害よりも前に嗅神経が障害を受けると、海馬の機能低下防止や治療の効果が期待できるとの見解を示されました。

町といたしましたしましては、嗅覚機能の回復と認知症予防に取り組んでいるような他の自治体の情報収集や、鳥取県琴浦町への視察による成果を踏まえた上で、今後の施策への判断としてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 再質問させていただきます。

認知症にかかわる対策等の現状について、詳細かつ明確に御答弁をいただきました。

そこで、一点目、MCI、早期発見ツールであるタッチパネル式コンピュータ導入については、予算計上が必要となりますが、喫緊の課題でもありますので、その考えを再度お伺いします。

二点目、認知症に関する知識を学ぶ認知症サポーター養成講座が中学生・高校生を対象に行われ、ひいては小学生まで拡大するというお話の考えが示されましたが、今後、認知症サポーター養成講座を受講された皆さんの活躍を期待するものであります。今後の方策をお願いします。

以上二点についてお伺いします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問の第一点目でございますけれども、

タッチパネル方式のコンピューター導入についての考えというところでございますが、先ほどお答えを申し上げましたように、先進地視察におきまして、活用方法と導入効果を認知症サポート医である医師会長の御助言を受けながら見きわめ、かつ軽度認知障害いわゆるMCIの疑いのある方が千百五十三人と見込む中で、医師会の協力のもと導入している自治体の利用状況も参考にしながら判断してまいりたいと考えております。

第二点目の認知症サポーターである皆様の活躍の方策につきましては、何か特別なことをする人ではなく、認知症の人やその家族の応援者であることを原点として、地域での認知症の人へ何かお手伝いすることがありますかとといった声がけで、学生サポーターも含め、たとえ具体的な援助ができなくても、理解者であることを示すことが基本でございます。

今後の方策では、今年度から開始いたしました認知症カフェ、来年度以降に実施を検討しております行方不明の認知症高齢者等を地域の支援を得て早期発見する支援体制である徘徊高齢者等OSネットワークでの協力者として理解をいただきながら位置づけてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 嗅覚機能の回復と認知症予防対策事業に取り組んでいただけのような他市町の情報収集や、鳥取県琴浦町への視察により、成果を踏まえた上で、今後の施策への判断をしていくとの答弁だと理解をいたしました。

地域ケア多職種連携委員会とも十分検討・審議され、物忘れスクリーニング検査のできるタッチパネル式コンピューターを早急に導入していただきたい。早期発見・早期治療に着手することに

より、認知症予防対策事業を実施されると、介護保険料の負担が軽減され、経済効果が大きいと考えます。喫緊の重要な課題でありますので、強く要望をしておき、一点目の認知症予防対策についての質問を終わります。

続きまして、防災資機材・食糧等の備蓄の現状と整備計画の策定、見直しについてお伺いいたします。

最近の災害発生状況を見てみますと、各地で想定外と思われる悲惨な状況が次々と明らかになっております。いかなる意味においても、第一義的には、みずからの命はみずから守る自助、地域で助け合う共助が不可欠ですが、やはり最後のとりでは、国・県の支援も含めて地方自治体であり、その災害に対する備えが重要であります。

一旦災害が発生すれば、長期にわたり日常生活が制限されます。自然災害の事前予防は極めて困難なことでありますが、発生時にその被害を最小限にとどめる減災については、その備えを十二分にしておくことが最も要請されるところであります。

最近、台風十号から十六号と続いて発生しております。町民の皆様の防災意識は高まっていると思えます。防災ラジオも完売となっている現状でございます。養老町でも、それらの備えは常々されていることとは思いますが、くしくも災害シーズンでもありますので、次の事項について、町長及び執行部の見解をお伺いします。住民の生命・財産にかかわることでありますので、明確なお考えをお示しくくださるようお願いいたします。

一点目、防災備蓄倉庫設計の現状と設置計画の達成状況についてであります。

現在、防災備蓄倉庫の設置数は何カ所でしょうか。また、設置計画があるとすれば、達成率はいかほどになっているでしょうか。

二点目、防災備蓄倉庫の備蓄資材等についてであります。

整備の目的は、災害時に迅速かつ効率的に備蓄資材を有効利用し、防災・減災に活用することにあると考えます。現在、防災備蓄倉庫に何がどのように備蓄・保管されているのでしょうか。また、備蓄資材の整備計画もあるとすれば、その達成状況についてもお知らせください。また、食糧・飲料水等は、防災備蓄倉庫での備蓄対象になっていますが、食糧については、保存期間の管理、その関係からも防災備蓄倉庫での備蓄保管は難しい面もあるうかと考えますが、食糧備蓄の現状と整備計画の達成状況について、あわせてお知らせください。

三点目、防災備蓄倉庫の管理についてであります。

ハード資材を幾ら整備していても、それを活用する人材配置等のソフトが確立していなければ、ことわざどおり、宝の持ち腐れになってしまいます。備蓄倉庫の周辺住民との連携が不可欠であり、役割分担を事前に調整しておく必要があると考えます。現在、その管理は町総務課、自治会館で管理されていると承知しておりますが、災害発生時に各地区で何が、誰が、何を迅速に対処するのか、具体的な検討調整はなされているのでしょうか、具体的な対応方針をお示しください。

四点目、災害における避難者用トイレについてであります。

この件について、防災備蓄倉庫の備蓄資材リストが上がっていると承知しております。昨今の被災地・被災者関連ニュースを聞くにつれ、何が一番困ったかについて、トイレを何とかしてどの要望が多かったようです。災害時に衛生面での不安を払拭することは、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなどいろいろ種類はあるようです。もちろん災害の状況に応じて対応が検討され

るのは当然のことです。町として、災害時のトイレについての考え、対応方針についてお示しください。

以上四点について伺います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、ただいまの早崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、一番目の防災備蓄倉庫設置の現状と設置計画の達成状況についてでございます。

大規模災害の発生に備え、被災者の必需物資を確保するため、現在、町本部倉庫を拠点に、地域ごとに十カ所の防災用備蓄倉庫を設置し、有事に備えております。

また、各地域に設置している防災備蓄倉庫は、平成十五年度から平成二十二年度にかけて、国・県の助成金等を活用し整備したもので、災害時の迅速かつ効率的な備蓄物資の活用と地域住民の救助・救援活動体制の確立を目的としております。

新たな防災備蓄倉庫の整備計画はございませんが、円滑な避難生活を確保するために、避難所用パーテーションを平成二十四年度から二十七年度にかけて整備し、現在、小・中学校に備蓄しており、今後も生活必需品を初めとする備蓄品の充実を図ってまいります。

次に、二番目の防災備蓄倉庫の備蓄資材等についてでございますが、先ほども申しましたように、大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、防災資機材及び物資の備蓄に努めております。

主な救助・救援資機材につきましては、簡易トイレ、発電機、投光器、スコップ、バール、のこぎり、チェーンソー、担架、救急医療セット、救助ロープ、リヤカーなどを町本部倉庫や各地域

に設置する防災備蓄倉庫に分散して備蓄しております。

また、地域の防災力の強化のため、自主防災組織防災用資機材整備に要する費用の一部についても補助を行っております。

食糧などの備蓄につきましては、県災害時広域受援計画、二十年二月策定ですが、による個人備蓄としては、三日分が目安とされ、また市町村の公共備蓄としては、被害想定に基づく各市町村の最大避難者数の一日分は確保とされていることから、町として、地域防災計画の被害想定のうち、発生の確率が高い南海トラフ巨大地震の想定避難者数、約三千三百人を目安に備蓄を進めております。

現在の備蓄数としましては、保存食を中心に乾パン、アルファ米、缶詰、栄養機能食品など約一万三千九百食、飲料水千九百二十リットルですが、平成二十八年度では、食糧が一万五千六百食、飲料水が二千八百二十リットルの備蓄となる予定でございます。備蓄食糧数の充足につきましては、今後も計画的に整備を進めるとともに、災害時の支援協力協定等に基づき、生活必需物資の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、三番目の防災備蓄倉庫の管理についてでございますが、各地域の防災備蓄倉庫整備の目的として、各自主防災組織の意識の向上と、災害時に迅速かつ効率的な備蓄物資の活用が上げられます。幸いにも、現時点では、これらを活用する災害事例はございませんが、御指摘のとおり、利活用する人材配置等のソフトの確立は課題であると認識しております。

発災時の初期対応について、被災状況によっては、救援活動を実施する行政機関も被災する可能性があり、公助による支援が十分に機能しない場合が想定され、自助・共助が大変重要になってきます。町の防災訓練においても、地域住民の共助を促す訓練を

取り入れ、実際に防災備蓄倉庫内の資機材のバールやジャッキ、担架、救助ロープなどを活用し、住民による救助・救出訓練や、避難所運営を意識した仮設トイレ、簡易ベッドの組み立て訓練などを実施し、地域住民への動機づけを行っております。

今後、各地域の防災備蓄倉庫が有事の際に有効に活用できるように管理のあり方、活用の方向性等を検討してまいりたいと考えております。

また、地域の安心・安全を担う自主防災組織の活動の一助となるよう自主防災隊の手引を作成し、今年度各地区へ配付を行ったほか、ホームページへの掲載などで地域での意識の高揚に努めております。防災や減災への取り組みは、町の公助のみでは十分に機能せず、地域住民の方々と協働して取り組む必要があると考えております。

今後、各地域において、防災に関する出前講座や勉強会などを通じて、多くの住民の方々に周知を図り、自分たちの地域は自分たちで守る共助の活動に御理解をいただき、より充実した自主防災組織の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

四番目の災害時における避難者用トイレについてでございます。避難所の開設に当たっては、避難施設の安全確保と収容処理能力を考慮しながら、避難者の受け入れを図りますが、避難施設の状態に応じて、簡易トイレの設置や応急用仮設トイレの設置を検討することとなります。

現在、避難者用トイレは、各地域の防災備蓄倉庫に保管するものを含め、全体で二十五台を備蓄しておりますが、今後も整備を進めていきたいと考えています。また、避難所の開設状況によりまして、備蓄分だけでは対処できない場合には、災害時の物資供給協定に基づく物資の確保や、県や他市町村へ応援を要請するこ

ととしております。

また、避難所の開設・運営につきましては、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い、施設の安全管理と衛生管理に注意を払ってまいります。

避難所における情報の伝達、食糧・飲料水等の配布、清掃等につきましても、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、役割分担を明確にし、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に留意していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 再質問させていただきます。

防災備蓄倉庫管理等いろいろ的確に、かつ詳細に御答弁をいただきましたが、重複するところもあるかもわかりませんが、二点について伺いをいたします。

一点目、自主防災組織の活動の一助となるよう自主防災隊の手引、これはホームページから引いたものでありますが、各地区へ地域での意識づくりの高揚のために配付されたとのことでございますが、平時時また災害時に実際に活用していただきたいので、配付の状況の詳細について御説明をお願いしたいと思います。

二点目、避難用トイレについては、避難施設の状況に応じて、簡易トイレの設置や応急用仮設トイレの設置をし、また物資供給協定による確保や、町や他市町への応援要請をしていくとの御答弁でありましたが、災害時を想定しますと、電気・水道等ライフラインの復旧の見通しはできません。そのような事態が発生しますと、簡易トイレは凝固材で固めてごみ処分となり、ごみ収集ま

で多量のごみ保管とその後の焼却処理が必要となります。また、仮設トイレは、道路の破損などで設置まで時間を要します。また、タンク容量が大きくないので、バキュームカーでのくみ取り処分も必要と考えます。

被災地の釜石市の避難所世話人から、地震が起きたとき、真っ先に行うのは安全の確保と安否確認。避難所に行けば、場所の確保、次に食べ物が心配になる。トイレといえば、その後ぐらいい気になるのだけど、それでは遅い。トイレは命にかかわる。できるだけ早く対応しなければならぬとのメッセージが紹介されておりました。

東日本大震災の日本トイレ研究所の調査によりますと、発災してから何時間でトイレに行きたくなったかについては、「三時間以内」三一％、「四から六時間」三六％、「七から九時間」十一％、「十から十二時間」一一％、「十三時間以上」一一％。そこで、トイレの回数を減らすために、我慢や水分・食べ物を減らして、体調に影響することも考えられます。また、仮設トイレは何日で届くかの調査については、「三日以内」三四％、「四日から十四日以内」四五％、「二十八日以上」二一％。そのような調査結果を踏まえての災害時のトイレの課題と今後の対応方針を具体的に示してください。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点についての再質にお答えをさせていただきます。

自主防災隊の手引は、防災対策を考える上で、地域住民が連携して地域の安全は地域で守る共助の活動を促すため、町ホームページの掲載と各区長に配布を行っております。特に、地区の自治会活動における自主防災隊の活動や役割について要点をまとめて

おります。平常時には、防災知識の習得や地域の災害危険箇所の把握を初め、地域の防災組織づくり、消火訓練や炊き出し訓練などの実施、防災資機材の点検・整備や、災害時には、近隣の負傷者の救助や住民の避難誘導、初期消火、それから要配慮者への支援など、減災につながる地域活動を促す目的で作成をいたしております。今後とも、防災に関する出前講座や地域での学習会などを通じて周知を図ってまいりたいと存じます。

それからトイレについてでございますが、避難所開設において、上水道や下水道施設が地震や浸水等により被害を受けた場合、応急復旧までには一カ月以上の時間を要することもございます。

また、支援物資の調達においても、被災状況により主要道路等の寸断や流通物資の滞留により、実際には、避難所への納入や設置作業に数日を要するおそれがあることから、御指摘のとおり、避難用トイレを含む計画的な備蓄を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 女性の視点から、本当に大きな災害、土砂災害とか浸水、地震を想定したとき、災害時のトイレの確保は命を守ること、尊厳を守ることであり、今後の対応は重要課題であると考えております。

また、自主防災組織は、一人では力が及ばない災害時に対して、地域住民で力を合わせて助け合うことが目的であると思います。各家庭でも、災害時に備えて食糧や資機材の備蓄はされていますが、この助け合いを効率的に行うためにも、各地域の地域事情により異なりますが、防災備蓄倉庫が有事の際に有効に活用できるような管理・点検のあり方、また活用の方法を再検討していただ

きたい。

日ごろから自主防災時の平常時の取り組みが重要であると考えます。先ほど、自主防災隊についても、各地区へ出前講座でとうお話がございましたので、ぜひ積極的に推進していただきたいと思っております。

各関係者に伝わりやすい情報発信提供をよろしく願ひし、以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、七番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これもちまして散会いたします。

なお、議会最終日は、あす九月二十一日水曜日、午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦勞さまでございます。

（散会時間 午後二時三十四分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年九月二十日

議長 吉田 太郎

議員 岩 永 義 仁

議員 長 澤 龍 夫